
平成26年第1回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成26年3月13日(木)

1. 議事日程第3号

平成26年3月13日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	宿 利 忠 明	2 番	大 谷 徹 子
3 番	石 井 龍 文	4 番	廣 澤 俊 幸
5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	清 藤 一 憲	12 番	宿 利 俊 行
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一 議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平 副 町 長 小 幡 岳 久
教 育 長 秋 吉 徹 成 総 務 課 長 河 島 公 司

まちづくり 推進課長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五 十 六
教育総務課長	穴 本 芳 雄	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願い申し上げます。

会議中は静粛に願います。

会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の使用は禁止されておりますので、ご協力願います。

また、本日は、広報くす、議会だより掲載のために写真撮影の申し込みがあったので、これを許可しております。

本日の会議に遅刻の届け出が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、13番藤本勝美君、所要のため遅刻、それから12番宿利俊行君、所要のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順番により行います。

本定例会の質問者は7名であります。よって、本日13日と14日の2日間で行います。

会議の進行にご協力お願いいたします。

最初の質問者は、11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） おはようございます。議席番号11番清藤一憲です。一問一答にて、よろしくお願いたします。

朝倉町長におきましては、2期目の当選おめでとうございます。町民が一番暮らしやすい珍珠町にすることが第一の町政に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、頑張っていたきたいというふうに思っています。

本日は、三島公園全般について質問いたします。

若竹保育園移転後の利用は、また、なぜ移転しなければならなかったのかということです。

三島公園に行きますと、もう既に公園の園児が新しい庁舎へ移っています。その上、自治会館が下に移り、若竹保育園がなくなり、非常に三島公園が閑散とした寂しい状態になっています。多分、これからわらべの館の利用者は減るんじゃないかというふうに思っていますし、それを含めまして、三島公園全般について質問したいと思います。

まず、1番目の若竹保育園の移転後の利用は、また、なぜ移転しなければならなかったのかということに答弁お願いします。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 清藤議員のご質問にお答えします。

若竹保育園がなぜ移転しなければならなかったのかというご質問でございます。

ご案内のとおり、行財政改革の一環で、町立若竹保育園の民営化の方針のもとに、平成20年4月、社会福祉法人睦福社会に経営が移ったことはご案内のとおりでございます。

清藤議員におかれましても、当時、移管する法人を決める選考委員の副会長になっていただいたこともご案内のとおりでございます。

平成20年4月に移管をしたときの条件といたしまして、5年間は現在の建物を利用する、建て替え場所については、三島公園から歩いて行けるところを町があっせんするというような内容で契約をしたところでございます。

その間、5年間の現在地で運営する中で、建物の老朽化等がございますから、新しい建物を建てるということが法人の考えでございました。私どもも、候補地について、三島公園周辺等々を探すといえますか、適地を求めてきたところでございますけれども、三島公園周辺に法人側が求める面積等の確保が難しいということ、それから平成24年1月、旧久留島氏庭園が国指定の名勝になりました。この指定を受けまして、周辺環境、庭園周辺の環境保全という観点から、保育園の移転先について議論がなされたこともご案内のとおりでございます。法人側の要望もございまして、昨年3月議会、新しい保育所の設置場所につきましては、予算特別委員会で説明申し上げ、現地で、現在の場所に最終的に決まったというような経過をお話ししたというふうなことでございます。

当初の計画では5年間ということでございましたけれども、建設場所の選定に若干時間を要したこと、それから建設に係る国・県の補助金等の確保のために1年延長しまして、最終的には6年間の現

在地での運営というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 清藤議員の若竹保育園の移転後の利用はとのご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

保育園舎及び敷地につきましては、現在、行政財産として社会福祉法人睦会と賃貸契約を提携いたしております。この契約は、この3月31日で満了いたします。その後は、普通財産として総務課で管理することになります。園舎を含め、具体的な方針は現時点はまだ持っておりません。

しかし、今後の利活用について、選択肢は2つあると思っております。一つは壊すと、一つは改築・改装して再利用すると、そういうことがあるかと思っておりますけれども、それにつきまして、いかにどういふことがあるかにつきましては、まず住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、その中で関係各課で十分な協議を重ねながら、どうあるべきか、慎重に対応してまいりたいと、そういうふうを考えております。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 先ほど江藤課長が言われたとおり、審議委員をしましてまいりました。その中で非常に大切なのは、若竹保育園は、移転の場合は徒歩でできる場所を町が探すということになっていたとおりです。

そうすると、今のゲートボール場しか初めから場所がないのかなというふうに思っています。あそこの売買が行われるか、それいかんによっては、ほかの場所、徒歩であそこへ通える場所というのはいないわけです。それを見込んで、多分そういう文章を入れたと思うんですけれども、審議会というのがそんなに軽いものかなと、軽く変更して、その後のことというのは、私たちにこうしますということとはなかったですけれども、そんな軽い審議会だったら、もうしないほうがいいと。

審議会というのは、やっぱりそれを本当に何日も何日も出ながら審議するんで、無駄な時間じゃないかなというふうに私は思いますけれども、その辺どうですか、課長。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 審議会といいますか、ただいま議員がお示しになりました委員会につきましては、平成19年、町立から民営化にするに当たっての名称といいますと、玖珠町立若竹保育園の民営化に伴う運営検討委員会という名称でございます。

平成19年の9月10日に委員会から町長に答申が出されました。これにつきましては、経過を見ますと、委員会が5回開催されており、当時、民営化の方針で2つの団体が手を挙げたというふうなことで、その2つの事業者のうちのどちらかを選択する、決定する、その答申をいただいたものでございます。

会議の内容につきましては、詳細は答申の中には盛り込まれておりませんが、民間化に伴う今後の保育園の安定経営を重視して、1つの業者に答申をいただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 今まで、私自身、いろんな審議会に参加してまいりましたけれども、この若竹保育園に関する審議会ほど重いものはないなというふうに思っています。資料だけでもこんなにあるわけです。その中で、二者選択でやっぱり選ばなきゃならないわけです。非常に重要な責任を持った審議会、財産目録からいろんな細かいことまで調べまして、最後に結論を出すわけですが、それがいとも簡単に場所移転が行われたということは非常に残念でなりません。

確かに、名勝指定は玖珠町にとってはいいことじゃないかなとは思いますが、あそこを発掘調査するというようなことを聞きましたけれども、その予定はあったんですか。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 私が、当時、社会教育課長をしていましたので、その当時のことなんですけれども、あそこを建て替える場合につきましては、発掘調査は必要になるということは確認をしておりました。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 前、担当の日隈課長とお話したときもそういうことを言われていましたし、あそこを発掘調査しても何も出ないと思いますよ。新しい道路ができたのが、昭和19年の1月に新しい道路ができたわけです、今、神社に上る。その前は、あそこは何もなかったところで、かさ上げた石垣を見ても、本当に新しい石組み、現代風な石組みで、あそこ幾ら掘っても私は出ないんじゃないかという判断をしていました。

ただ、もう移った後ですから、これ言ってもしょうがないんですけども、あそこへ新しい若竹保育園が移りました。非常に立派な、設備のいい若竹保育園です。

ただ、一番初めに若竹保育園に移管するときに、理由が、若竹保育園の周りには、わらべの館、三島公園、町を代表するような史跡がありますと、町内でも最も保育環境に恵まれていますと、また城下町特有の曲がりくねった細い道路など、そういうアクセスから他地区の園児は少なく、現行のままでは園児数の増加は望めない状態であるということが指定の条件の中に書かれております。

町営のときには園児が30人ぐらいしかいませんでした。今は80人近く園児がいるわけです。それだけ努力が足らなかったと。一遍に、やっぱり指定にしてから人数がふえて、一生懸命やっているわけです。

日本有数のあの安全な場所、私たちが孫をあそこにやっても、非常に環境に恵まれた、交通事故の心配もない、本当に恵まれた場所を、いとも簡単に渡したなというふうに思っていますし、何でしなかったのかというのが正直な話です。これはもう、今言っても始まりませんけれども。

若竹保育園が現在地に移りまして、今度は森幼稚園がすぐそばにあるわけです。多分、これからの予想では、若竹保育園から森幼稚園へ行こうという児童の数は減少するんじゃないかというふうに思っていますし、森幼稚園の人数もこれからますます少なくなるんじゃないかなというふうに私自身

も思っています。

移転した後に言ってもしょうがないですけども、町長が言われた移転後の三島公園の若竹保育園の利用、一つは壊す、一つは改築してそのまま残すということを言われました。

今まで、議員の一般質問の中で、久留島武彦先生の久留島記念館に対する質問ほど多い質問はなかった。必ずこの質問の中には、誰かが久留島記念館の建設はどうかという質問が出ています。童話の里というまちづくりの根幹は、久留島武彦先生があってこそ行われているわけです。どこのまちに行っても、必ずその有名な方、作家の方だとかいろんな方がいますけれども、大概立派な記念館なり何なりあるわけです。どうしてこれほど多い一般質問があるのに、久留島記念館の建設を本当に考えないのかというふうに、これも誰からでも言われる言葉です。一番童話の里の根幹です。その辺、町長、どう思いますか、ちょっと。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 清藤議員の質問にお答えさせていただきたいと、考え方を含めまして。

久留島武彦記念館、今、わらべの館の、私、この場でも何度も申し上げたこととございますけれども、わらべの館を建てるときのいわゆるコンセプトと申しますか、これは久留島武彦研究所、久留島武彦記念館、そして児童図書館、そういう状況のもとで建てたというふうに、その間、私もその、自分のあれじゃない当事者として、我々の家族が移転したというて、そのときのコンセプトは、まさに久留島武彦研究所が一つのコンセプトに入ったんですね。その時期、ある時期から、清田コレクションが入ったということですかね。初めに建ったときは、久留島武彦研究所という大きなコンセプトがあったというふうに私は認識しております。

だから、そういう意味では、久留島武彦の研究所が建ったんじゃないかというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） わらべの館を建てるときに、川端さんという方がおられまして、コンサルタント、その方が非常に大きくかかわったんですけども、今、町長言われたように、久留島武彦記念館を主として建てたというふうに言われましたけれども、現在、久留島研究所にある資料から全ておさめますと、とても今の場所ではおさめ切れない。新しく、前、つのむれホールを移転すれば、あそこへ歴史資料館を建てるといふ、一番最後になるんですけども、建てるといふような条件が私たち森のまちの者に提示されたときに、この場所じゃなけりゃいけないということで、結局資料館の建設はなくなったんですけども、今、それじゃ、わらべの館を全体的に久留島記念館として使用するようなことを考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと。

○議 長（高田修治君） もう自席で。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には住民の皆さんの意見を聞きながら、わらべの館はわらべの館の中で清田コレクションという非常に魅力ある、いろいろ玩具があります。それをどう生かすかも含めて、

いろいろ今度は検討課題じゃないかと思えます。そこで移すとか、もとに戻すとか、また皆さん方の意見を聞きながら、やはり住民の皆さんが納得していただけるような状況の中において、わらべの館の中の清田コレクションも生かし、そして、じゃ久留島記念館どうするか、今後いろいろ住民の皆さんと意見聞きながら考えていきたいというふうに思っております。

いずれ、いろいろ校舎とかあいてくることありますから、そういうのも含めて、先ほど清藤議員の民俗資料館ですか、博物館ですか、そういうものを検討していかないけないというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 町長、皆さんの意見をお聞きしてということですけども、皆さんは、もう建てていただきたいというのが今までの一般質問の内容でございますし、議員はやっぱり町民を代表してここで質問するわけですから、大方建てていただきたいというのが主じゃないかと。

若竹保育園を改築という案もこれから考えなきゃならないというふうに先ほど言われていましたけれども、若竹保育園をきれいに改築して、あそこへ久留島記念館を、研究所、記念館をともに、わらべの館と並行して利用するということは考えていないですか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） これにつきましては、あくまで住民の皆さんの意見を参考にしながら、いろいろ、後ほどの利用、どういう利用法がいいかということ、意見を聞きながら考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） それでは、町民の方の意見がやっぱり、どうしてもあそこへ久留島記念館を、改築して利用してほしいという意見が強ければ、その可能性もあるというふうに私自身は判断しますが、よろしいですか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） いや、ここでは、議員がどういうふうにご判断されるかどうかわかりませんが、私のほう、立場といたしましては、一応皆さん方の意見をお聞きしながら、関係各課で十分に協議を重ねたいというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） とにかく、三島グラウンド、若竹保育園跡、全体を含めて、いい活用を願いたい。要するに、本当に寂しい、今、三島グラウンドの状態でございます。

それでは、第2番目の三島グラウンドの管理はどこかということでごちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 三島グラウンドにつきましては、平成24年に国指定名勝となった旧久留島氏庭園に隣接をしておりますが、旧森北部小学校跡地でありまして、普通財産として総務課管財係で

維持管理を行っていくこととなります。

三島グラウンドの使用状況であります、童話祭のイベント、それから森地区の盆踊り、わらべの館のイベント、それから玖珠郡の老人クラブ連合会のスポーツ大会等で利用をされております。

それとあと、年間を通した利用としましては、ただいまグラウンドゴルフのほうから申し込みがあつて、使用しております。

現在は、森自治会館が移転した跡地に東屋を設けまして、三島グラウンドを利用いただいている方々の休憩場所ともなっております。

使用に際しましては、普通財産使用許可申請に基づきまして申し込みをいただいているところであります。

三島グラウンドの管理の面で、草刈りについてであります、年に1回、職員が草刈りを行っておりますが、現在、年間を通して利用しておりますグラウンドゴルフの方々が草刈りをしていただいております。利用者が自主的に管理に参加していただいていることが、管理上、非常に望ましいことではあります、今後につきましては、利用者の方々の意見聞きながら、今後、シルバー人材センターの活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 今、総務課長言われたように、前は婦人会、自治委員会、子ども会、若竹保育園の父兄なんかで一緒に草刈りをしていました。ですけど、今は、実際それをやっていないんですよ。行ってみればわかると思いますけれども、今は冬場ですからそんなに目立たないと思いますけれども、これが春先、草が伸び出したら、本当に草だらけのグラウンドですよ。ああいうグラウンド、ないと思いますよ。本当にこれから管理で草刈りをやるわけですね。課長、お聞きします。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 今までは、本当に管理が届かないときに職員が行くような形でやっておりましたけれども、現在利用されている方が自主的に参加していただいている部分が非常に助かっております。

今後につきましては、言われましたように、本当の管理をできるように、私のほうで考えていきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） ぜひ、きれいなグラウンドにしていきたいなというふうに思っています。

それでは、課長、今、含めまして、遊具施設が上にありますね。それは課が違うかな。その質問に移りたいんですけども、あそこに草スキーの、遊具と言っちゃ悪いですけども、場所を設けてあります。オープンしてから一番人気で、あそこで滑る子供が余りにも多く、もう現在、草はなくて、土が出ている状態です。これは、どうかする予定があるか、ちょっと聞きたいと思っております。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 三島公園内の遊具の管理についてであります、三島公園、都市

公園に指定を受けていることから、都市公園の部分、童話碑や池周りの部分については、現在、商工観光振興課において管理窓口として受け持っているところであります。

なお、同地が国の名勝に指定を受けましてすぐ、庭園周辺にお住まいの方々を中心とする有志の方々約12名によりまして、三島庭園保存会会長倉成賢三さんでございますが、組織を結成していただきまして、町からの清掃管理業務委託料をお支払いした中で、三島公園平地部分、急傾斜を除く平地部分の草刈り、庭園の池や池周り、そして児童遊具施設の周辺などの環境保持と美化活動等をご協力いただいているところであります。関係者の方々に毎日行っていただいておりますが、日々のご活動、ご協力に心より感謝している次第でございます。

議員ご指摘の遊具設置している公園内の芝生公園ですが、芝生が剥がれ落ち、土がむき出しになっていることは事実でございます。この芝生公園の草スキー場につきましては、これまで数回、できた当時から芝の張り替えなどの養生を実施してきましたが、すぐに剥がれ落ちまして、現在の状況になってしまう次第でございます。

今回、議員より質問いただきましたので、早速現地に行きまして確認をしましたが、やはり芝が剥がれ落ち、土、中には石もところどころ出ているところがあることを確認しています。

この芝生公園につきましては、議員もおっしゃられましたが、他の遊具に比べて人気が高く、やはり滑られているのを目にしますが、当初設計においては、現在の角度が急斜過ぎて、この角度では何度張っても剥がれるということで設置した業者と関係者の方から聞いておりますが、今後においては、議員おっしゃられますように、草スキーの場所の傾斜角度を緩められないかとか使用期間制限と、野芝仕様にしたかどうか人工芝仕様などについて、その維持管理方法、さらには同施設の必要性や廃止等について、抜本的なことについて早急に検討してまいりたいと思っております。

また、現在、職員等も現地に行きまして見たところ、現状確認した当課職員の中には、もう固定観念で滑ることだけの目的じゃなくて、逆に上からロープ等を垂らすことで、幼児等の傾斜を登る遊具としての利用も考えられるのではないかと、そのような意見も出されておるところでございますが、担当課としましては早急に抜本的な解決を図りたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 今の、村木課長、約束として捉えていいわけですね。

正直、あれができて3カ月もたなかったんじゃないかなと思います。それほど人気があったんです。ほかの遊具だったら、壊れたらすぐ修理なり何なり抜本的に考えるんですけども、それ以降は余り張り替えたりいうの、僕は見たことないし、本当に子供が好きな遊具ですから、ぜひお願いしたい。

九州自動車道で熊本方面に向かいますと、南関のインターがありますね。それから何キロか行った左側に、同じような草スキーの、もっと大きな、あれの5倍ぐらいあるかな、立派な草スキー場があると思いますので、もし通られるときに一回参考に見ていただければなというふうに思います。

また——、いいです、とにかく早急に直していただきたい。

ただ、最近聞かれるのが、滑り台を滑ると静電気が後で起きるといことも聞いていますので、その辺もちょっと調べてください。お願いしておきます。

それでは、次の御長坂の看板はなぜ設置しないのかということでお聞きしたいと。

現に御長坂の看板は、あるのはありますし、ずっと行って奥の一番目立たない上り口のところにありますけれども、その辺含めて説明をお願いしたい。

○議 長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 御長坂の案内板ですが、この件につきましては、これまでに清藤議員よりいろいろアドバイス等を受けているところでございます。議員のほうから、現在、大分学研究会会長の辻野 功様とのメールのやりとりの中で、観光PRとして案内板設置したらどうかという提案を受けているところでございます。

今回、議員からも過日言われております作家司馬遼太郎さんの「街道をゆく」の中にも、この場所については事細かに書いてくれているので、何とか観光的に生かせないかということでご指導いただいていると思いますが、商工観光課としましては、今後の観光振興の一手段として検討はしておりますが、現在、玖珠町教育委員会社会教育課において、名勝旧久留島氏庭園保存管理計画を策定しているところであり、その計画策定後に、関係する大分県教育委員会並びに文化庁の許可手続を経た上で、何か名勝としてふさわしい案内板等の設置についても検討中であるというふうに連絡を受けているところでもあります。

しかしながら、この計画に基づく観光案内板の整備につきましては、数年の期間を要するようでありますので、商工観光振興課としては、観光素材として、来年度に実施されるデスティネーションキャンペーン等における情報発信を含めて、国の名勝となったことを町外にPRする必要性があると認識しているところであり、現在、文化財担当の社会教育課に、国の名勝としてふさわしい正式な観光案内板が設置できるまでの間に簡易的もしくは臨時的な案内観光版の設置ができないものか、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 村木課長、案内看板、これがわかりますか。この看板、喜藤次泣かせの裏にある看板です。御長坂はこっちですよ。反対方向です。この池から、童話碑から池に向かって左側に御長坂の矢印と末廣神社の矢印があるわけです。これ、見ましたか。

○議 長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） すみません、申しわけございません。その分については、確認はしておりません。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 根本的な看板が間違っていて、何でいい看板ができるかというふうに思いま

すよ。

先ほど言われた辻野先生、辻野先生からも、ちょうどマスコミの方と一緒に来られてお話ししたときに、玖珠はPRが下手だなど、何で有名な司馬遼太郎先生の手書かれた御長坂の説明をしないのかと、マスコミの方も一緒でしたけれども、そう言われました。それで、観光課と社会教育課のほうに、こういうお話があるがということを私は伝えたわけです。

ちょっと読ませてください。

この「街道をゆく」の第8巻に豊後・日田街道というのがあります。そこに角牟礼城のことと久留島武彦先生、久留島武彦先生の碑があって、読んでみると、児童文学者の久留島武彦の顕彰碑だった。久留島武彦といえば、口演童話の草分けをなした巨人で、それがこの玖珠町の出身であったことに初めて気づかされたら、この豊後森の殿様が久留島氏だったということも思い出させたというようなことをいろいろ書いています。

喜藤次泣かせは、1日1メートルも動かない重い石で、非常に町民を泣かせたというふうな説明もありますし、それから、文が続きますけれども、私は何気なく岩の向こうへ出て、そこに隠されたように山への坂道があることを発見した。坂道一面に、草こそむしているが、石を敷き詰められた江戸時代の堂々たる舗装道路であることを知り、非常に驚いた。登ってみると、舗装された坂はやがて悠然とした杉木立の中をくぐり抜け、見事な石塁を頭上に見ることができた。山の上に城があった。本丸に当たるところに神社の社殿があり、一段下がって、くるわに当たるところに立派な数寄屋造り普請の建物、栖鳳楼があって、恐らく町の予算によってなされたのであろうが、きれいに保存されている。これはお城じゃありませんかとお連れの方が言われたら、木々の中の石垣を見上げ、驚きの声を上げた彼女は、こんなに立派に江戸時代のお城が隠されているなど、私は長く九州で仕事をしてきたが見たことがないというようなことで、御長坂の文面をこの中に書いておる。

その後、玖珠町役場の観光課に連絡をとって見たら、玖珠町役場の観光課はのんびりしたもので、私が問いかけた問い合わせの電話にも、入れかわり立ちかわり、誰もが「さあ」などと、聞いて気抜けがしてしまいましたというふうなことまでこれに書かれているわけです。

ですから、御長坂というのは、あの庭園からしても、非常に見栄えのある、立派な坂なんです。今現在、池から御長坂見ても見えません。あそこへ梅の木が20本ぐらい大きく植わって、全然見えません。昨日、ちょうどそこへ行ったら、つのもれ会の会長の岩本さんと会いまして、あの梅はいかんよなど、僕は三島公園案内するときは必ず御長坂から上って、池を下に見て案内しますというふうなことを言われていましたし、僕らが小さいころは、あそこはお茶畑でした。それは町長もご存じだったと思いますけれども、ですから、池のところを立てば、前方の御長坂からずっとあの辺一帯が見えるわけです。だから、できれば本当にあの梅も移転していただいて、池から御長坂全部が見えるような方法をこれから考えるべきじゃないかなと。庭園がやっぱり国の指定にされた以上は、そのぐらいの金をかけてもいいんじゃないかと。

庭園の中にもヒマラヤスギが1本だけ、異色を放してあそこに立っていますし、これも早く切らな

いと、庭園としての価値も落ちるよなというふうなことも、その岩本さんが言われてましたけれども、まさにそのとおりだなというふうに思っています。

御長坂の看板については、先ほど課長言われましたので、早急にお願いしたいと、お願いというより、設置をやっていただきたいというふうに思っています。

○議 長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） これまでの御長坂の関係の分、担当課として努力、進めてまいります。

一つだけ、先ほど司馬遼太郎さんの「街道をゆく」の中の文面で、観光課はのんびりしたものであるという一文がありましたが、この作品が書かれたのは35年前でございます。現在の職員は、一生懸命頑張っておりますので、その点だけはお見知りおきください。よろしく申し上げます。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） 今、課長言われたとおり、非常に観光課は頑張っていると思います。それは、私も、もちろんそういうふうに思っていますし、ただ、本当にこれは30年前に書かれた本ですから、その当時は観光というようなもの、余り町民も役場も興味がなかった時代だったのかなというふうに、これを読んで判断させていただいたわけです。だから、今の観光課が決して劣るということではありませんので、その辺はご了承いただきたい。

最後の質問になりますけれども、三島公園全体の像を示せということで出しています。

先ほど、町長がある程度答えていただいたんで、一つだけ聞きたいのは、あそこ、秋月は、ちょうど入りますと左手に大きな駐車場があります、有料ですけども、そこにバスから全部とめて、ずっと秋月の町を見て回るわけですけども、今、大型バスが来ても、下のゲートボール場のところにとめるぐらいしかないわけです。ですから、どういう使い方するかわかりませんが、駐車場としての利用は考えていないか、お聞きしたいなど。

○議 長（高田修治君） グラウンドのこと。

○11番（清藤一憲君） グラウンドです。

○議 長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 現在、総務課のほうが、先ほど答弁、総務課長がしましたが、グラウンドのほう、私ども、観光的な部分から考えますと、ただいま名勝指定になってから、バス、大型バス等が来て、正直なところ、とめるところが余らないんで、本当のこと、担当課としましては、まだ詰めはしていませんが、一部分舗装等をして、バスと車、乗用車が入れるといいなということは関係各課の中では要望しているところはございます。

○議 長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） これからますます観光に力を入れていけば、当然大きなバスの駐車場もないというので、子供たちがあそこで遊ぶのが一番いいんですけども、最近見ていると、なかなか遊ぶ子供も少なく、もったいないなど。まして、若竹がなくなり、子供の声がなくなったんで、

やっぱり外から少しでも来ていただければなというので、一つの提案としてしておきます。

それと、前のつむれホールに入るところにブロックをずっと敷きっぱなしなんです。あのブロックも、もう要らないんじゃないかなというふうに思っていますし、三島神社全体、三島公園全体をこれから本当に生かされた公園、庭園にしていきたいなど。

それと、最後にもう一つ、末廣神社のほうにトイレがありますけれども、トイレは今、鍵かかっています。非常に設備も整っていないし、栖鳳楼を含めた防火設備も何もないなというふうに思っていますので、これについてはどうお考えかなと、お聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは、清藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどから各担当課長が申しましたとおり、三島公園の管理につきましては、グラウンド部分が総務課、それから上の都市公園部分については商工観光振興課のほうで行っておりますが、社会教育課としては、名勝旧久留島氏庭園の指定範囲内に三島公園や神社地が含まれているため、文化財担当課として三島公園の全体像を少し説明させていただきたいというふうに思います。

今年度、今ですが、旧久留島氏庭園管理保存計画を策定しておりまして、今、最終的な校正に入っております。もうすぐでき上がるというふうに考えておりますが、この計画は、この名勝庭園に対して、適切に維持し、質を高めていくためのマスタープランというふうに位置づけております。これからこういう計画が進んでいくというマスタープランであります。

その中にあります修復整備につきましては、優先順位に基づいて、短期、中期、長期に整理をされております。

まず、短期的課題は、鑑賞や安全確保のため、早期に実施する必要があるもの、例えば景観阻害樹木の剪定伐採、また雨水排水、トイレ等の改修、危険箇所の注意喚起等であります。

その後、中・長期的な計画としては、目標とする庭園の姿に近づけるために、調査等に基づいた修復整備で、新たなまた整備計画等の策定をし、進められていきます。

いずれにしても、日常の維持管理行為、例えば草刈り、清掃あるいは神社の祭礼等は変更の許可等は必要としておりませんが、名勝指定範囲内で行う現状変更、例えば仮設物の設置や樹木の伐採、構造物の修理や新設、案内板の設置、防災設備の設置等は、その変更の大きさにより、種類により、申請区分が変わりまして、大分県の教育委員会あるいは文化庁との協議が必要となっております。

そういうふうな形で、この旧久留島氏庭園につきましては、今後、整備等を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） ぜひその計画の中で、神社地ではありますけれども、やっぱりトイレの整備とか火災に対する防災の整備とかいうのを進めていただきたいなというふうに思っています。

いよいよ最後になりますけれども、大蔵事務局長におきましては、今期で退職ということでございます。私たち議員としまして、非常に長い間、いろんな方面でお世話になりました。いろんなことを、ここはこうじゃないよ、ああじゃないよということでサジェスションもいただき、非常に私たちも心強くおったわけです。本当にもう、心より大蔵事務局長にお礼を申し上げ、これから第二の人生、また私たちにもいろんなアドバイスをいただきながら、頑張っていたきたいというふうに思っています。大蔵事務局長、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲議員の質問を終わります。

次の質問者は、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） おはようございます。議席番号9番秦 時雄でございます。

朝倉町長におかれましては、2期目の当選ということで、これからまた4年間、町発展のため、特にまた福祉の充実のためにご尽力をいただきたいと切に願っております。

特に私は、一般質問の中で質問させていただきましたけれども、国の制度、県の制度、それは町が行うのは当然のことですけれども、どうしてもそれから漏れるものに対して手厚くやっただく、たとえそれが玖珠町内で1人、2人、3人であっても、そういった制度はやっぱり充実していただきたい。それはやはり、私は、これは久留島武彦翁の童話の里であります。童話の里の久留島武彦翁の精神は何か。やっぱり子供を育て、子育てをきちっとやっただく、そのためにも行政がやっぱりきちとした制度をつくって、そして安心して子育てができ、住めるような町にしていただきたい、そういうふうに私は思っております。

そういう観点から、また今日は質問をさせていただきます。3点にわたって大きく質問させていただきます。

まず初めに、寡婦控除の「みなし適用」についてということでございます。

非婚のひとり親家庭に対する保育料や町営住宅などの家賃の負担軽減を図るために、みなし適用を実施すべきである、これについて町の考えを伺うということでございます。

皆さん方もご存じであるとは思いますが、結婚をしていない男女の間に生まれた婚外子、非嫡出子というそうでございますけれども、これが遺産相続分を、法律上の夫婦の子供、正と言ったら大変語弊がありますが、嫡出子の半分と規定されておりますが、昨年9月に最高裁判所の大法廷におきまして、民法の婚外子規定については、日本社会に法律婚制度が定着しているが、家族の形態が多様化している中で、父や母、父母が婚姻関係にないという子にとって選択の余地はない理由で不利益を及ぼすことは許されないということで、これは違憲であるという判断を示されました。

これに伴って、結婚していない男女の間に生まれた子、婚外子の遺産相続のとり分を、結婚した男女の婚外子の半分とした規定を削除する民法改正法案が昨年の12月5日に参議院の本会議で可決成立いたしました。

婚外子として生まれた人たちに対する差別の解消を、これからしていかななくてはなりません。これ

は、裁判がそういうふう判断したわけですから、その上で、今回の判決で違憲とされた相続差別でありますけれども、民法においては、婚外子の相続分は、法律上の夫婦の間に生まれた、先ほど申しましたけれども、嫡出子の半分ということで、そのように定められております。

また、出生届の際には、嫡出子、嫡出子でない子、要するに法律的にきちっと結婚された子供の子供か、そうでない、嫡出子でない子供をチェックする欄があります。このように、また住民税、所得税の控除については、未婚の母には当然母子控除、控除適用がありますけれども、この嫡出子でない子供に対しては、これは控除がないわけでありまして、そのようないろんな差別があります。

憲法は、法の下での平等を保障しておりますし、そして両親が結婚をしているかどうかで生まれてきた子供が差別されることは許されないと、私はそういうふうに思っております。

9月4日の最高裁判所、昨年の違憲判決では、その最高裁判所の14名の裁判官が、14名全てがこれは違憲であると判断いたしました。これを受けて、民法改正案が昨年の、先ほど言いましたように、12月5日に参議院で可決成立をいたしました。

しかしながら、その法律上の夫婦でない男女の間に生まれた子供の婚外子に対する保育料の算定にかかわる所得税法、そしてまた地方税法での措置などの見通しは立っておりません。しかしながら、最高裁での判決や国会での民法改正が行われたことにより、福祉や子育ての分野で格差を生むべきではないとして、今、全国の各自治体、市町村におきまして、この保育料、そして公営住宅、町営住宅の家賃等の負担軽減を図るというふうな、みなし適用を実施する市町村がどんどんふえております。

本町も、先ほど申したように、非婚のひとり親家庭に対する保育料や町営住宅などの家賃の負担軽減を図るため、みなし適用を実施すべきであるという質問でございます。町の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 秦議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、玖珠町福祉の政策といたしまして、ひとり親家庭の経済的な支援といたしまして、まず大分県から児童扶養手当が毎月支給されております。玖珠町としても、ひとり親家庭に対する医療費の助成、それから保育料についても一定の負担軽減を行っております。

ちなみに、保育料につきましては、玖珠町の例規集にあります玖珠町保育所保育料徴収規則の中におきまして、町民税非課税世帯の保育料、本来6,000円月額でございますけれども、ひとり親世帯につきましては無料とする、ゼロ円とするというふうに取り決めをしております。

議員がご質問の寡婦控除の関係でございますけれども、非婚、未婚、いわゆる結婚していない方あるいは離婚された方、玖珠町の福祉施策としては、これを問わず、ひとり親家庭として捉えております。非婚の世帯につきましては数例、数世帯あるのも事実でございます。同じように、ひとり親家庭として取り扱いしておりますので、その点につきましては同じ対応をしておるのが現状でございます。

ただし、今言いました町民税非課税世帯に係る保育料の減免と申しますか、軽減措置はございます

けれども、その他の階層については、一定の基準に沿って、当然所得、所得税、住民税の金額に沿って、国の定められた保育料基準を適用して保育料をいただくという形になっております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 例えば、非婚の子供さんに対しての保育料とか町営住宅の、先ほど言いましたけれども、料金、これは玖珠町においてはみなし適応という形ではおこなっていないということではないんですか。もう全て、非婚も非嫡子も嫡子も限らず、こういった保育料、町営住宅の家賃等の負担軽減のために、その制度が同じようにやっているということによろしいんですか。

要するに、嫡子であれ非嫡子であれ、同じような保育料やその他の、例えば先ほど言いましたように、町営住宅の料金を決めるときには、同じような、また同じということによっておるといってよろしいんですかね。差別はないということではないんですか、全て差別がないということ。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 町営住宅の家賃についてお答えいたします。

町営住宅の家賃につきましては、公営住宅法に基づきまして、所得で家賃を算定しておりますので、ひとり親家庭等については特別の軽減はしておりません。

以上であります。

○議長（高田修治君） 補足、江藤課長、補足ありますか。

江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 先ほども申しましたとおり、非婚、離婚問わず、生活実態を捉えまして、ひとり親家庭という実態に沿って、保育料につきましては、ただいま申し上げたとおりの減免の対応をしておるといって状況でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 先ほどの建設課長、町営住宅に対しては、そういった減免はしていないということによろしいんですか。

この件について、同じようにそういった減免をしていただきたいということなんですけれども、そういう制度をぜひともつくっていただきたいなと思っておりますけれども、そこら辺はどうなんですか。要するに、みなし適用をするということですね。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

現在のところ、これのみなし適用についての検討には入っておりません。今までどおりの所得の算定を次年度においてもやっております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今後、ぜひとも検討をしていただきたいなと私は思っておりますけれども、町長の考えはどうでしょうか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、非嫡出、寡婦の人も、町営住宅の所得によって、そういう方が所得が低ければ、それは当然対象になると思いますが、その方が、所得が非常に高い方だったら、そういうところで、基本的には所得になれば、未婚とかそういうのは関係なく基本的には所得を判断するというので、それがやっぱり平等性があるんじゃないかと思います。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 税法においては、そういった非嫡子に対する所得の控除がありません。ありませんね。ですから、ある一定の所得があれば当然、ある一定の所得、それ以下の場合にはなかなか控除がないために、町営住宅の入居の基準というか、費用がやっぱり、所得が高くなるということですね。そこら辺の見直しをやっていただきたいなど、私はそういう意味の質問でございます。私の質問、言っていることがおわかりだと思うんですけども、課長、どうでしょうか。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

先ほど町長が申されたとおりの対応になると思います。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 今後、ぜひとも非嫡子に対しての、そういった町営住宅の入居に対しても、費用に対しても、やっぱりそこら辺もよく考えて検討していただきたいなど、私はそういうふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、予防接種の推進ということで、まずは第1に水痘（水ぼうそう）小児用ワクチンの接種費用と、2番目の成人用肺炎球菌ワクチンの接種の年齢と負担額についてであります。これの町の取り組みであります。

まず、これは、国においては、この4月から、水痘（水ぼうそう）を予防する小児用ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンが、予防接種法に基づきまして自治体が行う定期予防接種に加えられました。定期接種に要する市町村の費用は、調べますと、地方交付税を通じて総務省が支援することになっておりますけれども、この定期接種は厚生労働省の政令改正と市町村の準備作業を待った上で、今年の10月から実施の予定ということでお聞きをしているところであります。

厚生労働省の推計によりますと、水ぼうそうは毎年約100万人が感染し、そのほとんどが9歳以下の子供であるそうで、一般には軽症だが、年間4,000人程度が入院し、20人ほどが死亡しているという病気であります。

今回の定期接種は、流行を抑制するA類とB類に分けられております。水痘（水ぼうそう）はA類、成人用肺炎球菌はB類に分けられており、予防接種法に基づいて、A類である水痘は接種費用の9割を地方交付税で賄い、残りは自治体が全額負担することとなっております。

まず、第1番目の質問であります。水痘小児用ワクチンの費用について、これは町が全額負担する

のか、一部を自己負担するのか、これを伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 秦議員のご質問にお答えします。

ご案内のとおり、水痘、いわゆる水ぼうそうが集団感染あるいは感染拡大の観点から、A類の定期接種に加えられ、本年10月から実施されることが決定されました。

一般的な水痘ワクチンの接種費用につきましては、1回が7,000円から9,000円と伺っております。今後は、玖珠郡医師会と協議いたしまして、費用についての一本化、統一化を図りたいというふうに思っております。

水痘の予防接種につきましては、1歳から3歳未満の幼児を対象に、間を3カ月あけて2回接種となろうかと思っております。また、新年度に限り、経過措置として、3歳から5歳の幼児につきましても1回の接種を対象としておるといふうなことでございます。

今後は、10月からスタートになりますので、先ほど申しましたとおり、玖珠郡の医師会と話し合いを持ちながら、また保護者の皆さんにもしっかりと周知をしまいたいと思っておりますが、金額につきましては、基本的に全額がよろしいかと思っております。自己負担のない形がよろしいかと思っておりますけれども、この件につきましては、県下の状況等もあろうかと思っておりますので、また県での統一した会議等もあろうかと思っておりますので、そういった中で所要額を決めていきたいと思っておりますし、今回の当初予算の中にこの分は反映されておりません。改めまして補正予算等で計上していくようになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。現在のところ、金額については、はっきりは決めていないところでございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） できるだけ、この水痘に関しては9割の国の措置、補助ということでありますので、大分県の全体的に考えるということでございますけれども、できますならば無料ぐらいにして、そしてまたは自己負担を最小にするような形でこの接種が行われるということを私は望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の成人用肺炎球菌ワクチンの接種年齢と自己負担額についてということでございます。

これも、先ほど申しましたように、予防接種法に基づいてこの自治体の定期予防接種に加えられたということでございます。

この成人用肺炎球菌は、B類に分けられるということでありまして、そのB類の内容を調べますと、接種の努力義務のないB類に位置づけられております。本町は既に、限定的であります。肺炎球菌ワクチンの予防接種が実施されており、平成24年度より、20歳以上の成人の方、これも心臓・呼吸器系のさまざまな疾病を患っている方、そして85歳以上の方と、3,000円を公費で負担されておりますけれども、この成人用肺炎球菌の接種の自己負担がどういふうな形で、年齢的にはどういふうな、今回、今までどおりなのか、それとも新しい年齢的に変えるのか、そしてまた自己負担額について伺いたいと思っております。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） お答えします。

先ほど、秦議員からお話があったとおり、成人用肺炎球菌ワクチンの接種については、個人の重症化予防ということでB類の定期接種に追加され、本年10月から実施されるということが決定されたところであります。

これまで玖珠町においては、肺炎球菌のワクチン接種、85歳以上の高齢者または二十以上の基礎疾患をお持ちの方ということで、任意接種で対応をしてきたところでございます。

新しい制度につきましては、65歳以上の節目の方、節目の方というと、その年齢の方ということであります。それから、60歳から64歳までの心臓、腎臓、呼吸器等の疾患をお持ちの方、この方が対象になります。

このワクチンは、5年ぐらいの効果が期待されるというようなことから、経過措置といたしまして、65歳が節目でございますけれども、5歳刻みに70歳、75歳と95歳まで、5年間これを実施するということで、高齢者全員がこの5年の中でワクチン接種の機会が与えられるという対応になろうかということでございます。

したがって、1年で高齢者全員が受けるという接種じゃなくて、5年間で高齢者が順送りに受けていただくという形になろうかと思えます。

なお、26年度、初年度につきましては、100歳以上の方は全員を対象にしておるところでございます。

次に、料金のお話でございます。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、現在、任意接種で8,000円程度の接種料になっておることとあります。そのうち、現在、3,000円を公費の助成をしております。9月までは任意接種を継続し、10月から新制度ということになろうかと思えますので、当然定期接種になれば3,000円の公費負担を上げるというような話が普通の考え方だろうと思えます。

今回の国の方針の決定は、重症化を防ぐ重要な対策だと思っておりますし、全国的なデータから、肺炎で死亡する方のうち、肺炎球菌が原因というのが3割以上あるということも報告されておりますので、一人でも多く、定期接種になったということ、それから重症化を防ぐ意味からも、町としても定期接種の指導というか、情報発信をしていきたいということで、受けやすい環境をつくる上でも、公費助成の金額についてはアップする方向で検討したいと思えます。

ただし、その金額につきましては、全国的な状況、それから県下の取り組み状況等、今後、会議等を重ねてまいりますので、そういう会議を踏まえて決定していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 公費助成に関しましては、できるだけ自己負担がないように、もう早くから、もう平成の10年ぐらいから全額公費で、地元の自治体が公費負担をやっているところもありますので、

できるだけ高齢者に負担がいかないように、安くお願いしたいなど、そういうふうをお願いをしておきます。

それで、この平成24年度の決算を見ますと、今まで接種事業をずっとやって、この肺炎球菌ワクチン、去年が41件と載っています。当時、これを始めたときには、かなりの人が接種をされていましたけれども、特にやはりこれは、このワクチンの周知に対しては、やっぱり積極的にこれからやっていただきたいなと思っておりますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。去年の決算委員会で、前年度の24年度は41件ということになっておりましたので、これは余りにも少ないなど、そういう感触を持っておりました。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 成人用肺炎球菌ワクチンの接種した方的人数でございますけれども、本年の1月末現在で、トータルいたしますと370の方が任意接種でワクチン接種を受けているというふうに数値を押さえているところでございます。

今後につきましては、広報紙等でしっかり情報を流していきたいというふうに思いますし、高齢者等の会合がある折には、積極的に接種を勧めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） ありがとうございます。

続いて、保育、幼稚園行政について質問を行いたいと思います。

その前に、今回のこの質問ですけれども、町民の方からのお手紙もいただいております。これを先に読ませていただきます。そのままはお読みしませんけれども、とりあえずお手紙を読ませていただきます。

前略、突然のお手紙で、しかも匿名で大変申しわけありません。私は、町内の事業所で事務をしながら働くようになり、子供を保育園に入れたくて玖珠町役場の福祉課に手続に行きました。ところが、65歳未満の父母と同居しているので入れませんということを言われましたということですね。

確かに父母とは同居していますけれども、父母はこれまで数十年間働きづめで、主人や主人の兄たちを育て、一昨年、退職をしました。時間的にも余裕ができ、2人はこれまでできなかった趣味や旅行に出かけては、孫のお土産を買ってくるのも楽しみの一つとなっているようです。また、食べる程度の田んぼと畑が少しですがあります。山も少しあります。時期的には、田んぼに出かけたり、山の手入れにも出かけています。この程度ですが、民生委員の証明をもらいなさいと言われました。父母も留守にすることが多くなり、これまではある程度の負担をしてくれていましたが、父母の収入もなくなり、負担をお願いすることができません。だったら、今度は私が働いて、少しでも家計の足しにしよう働き始め、手続に行ったら、次のようなことでした。

定年退職をした人たちが、一日中孫の子守ができるでしょうか。大きい子供ならテレビやゲームをさせておけば過ごすでしょうが、1歳そこらの子供を一日中祖父母に見てもらいなさいと言う役場の

考え方がわかりません。父母に見てくださいなどとは言えるものではありません。このような事情で入れない人は多くいるのではないかと思います。このような状況を解決してもらいたいので、お手紙を差し上げましたという、こういう、一部割愛をしています、かなり厳しいことも書かれておりますけれども、そういうことで、その前提で質問させていただきます。

それで、私は、この質問に当たりまして、今の保育所、認可保育所の入所要件、これは児童福祉法の中にきちっと定められておりますし、すぐにこれをどうのこうの変えることはなかなか難しい問題もあります。そういう形で、今、そのようなお手紙をいただきましたので、今のこの入所基準、質問にありました入所の基準についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 認可保育所の入所基準につきましては、条例で定められております。玖珠町保育の実施に関する条例ということで、その中の第2条の1号から7号まで記述されております。いずれも、就労などで保護者や同居の家族が児童を養育できないと認められる場合というふうに記述されておまして、この基準に沿って、その家庭において保護者が子供を養育できるかできないかを判断し、手続をそれぞれとっておるという状況でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、こういうような方がおられるということでありまして、今後、あと質問の認可保育園、町立幼稚園、認可保育園の今後のあり方ということで、こども園についても質問いたしますけれども、これに連携するんですけれども、この今の町民の声に対して、入所基準の緩和について、この緩和策というのものないのか。

当然、緩和策というのは、その部分に、65歳までの例えばおじいちゃん、おばあちゃんがおられた場合は、これは子供を見れるという、そういう基準になっているんですけれども、そこら辺の判断の仕方というのはどういうぐあいなんですかね。家庭で保育ができるということになるわけですかね。定年退職したおじいちゃん、おばあちゃんですね。何かあの条例の中には、要するに年齢は書かれてないんですよ、年齢は。だから、そこら辺の問題というのはどういうふうなことで、これは先ほどお手紙の中にあつたように、65歳以下だから結局これは入所できない、そういう規定に基づいて入所できないという判断を、なぜ、その基準は、そこら辺はどういうふうになっているかなと思って、質問したいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 同居のいわゆるおじいちゃん、おばあちゃんに当たる方の考え方ですけれども、当然おじいちゃん、おばあちゃんも若い方、若いというか60代であれば働いている方もだんだんあろうかと思います。あるいは、農業、お米以外に野菜をつくっているとかいうこともあるでしょう。それから、病気で通院を余儀なくされている場合等もあるでしょう。いろんなおじいちゃん、おばあちゃんの状況があろうかと思います。そういったものを地域の民生委員さんが証明するという形で書類をいただいて、その中で判断をしていくというようなことになっております。

口頭でこういう状況だということでは、なかなか基準に照らし合わせることはできませんので、そういった民生委員さん、一番地域の状況がわかるところの証明をいただいて対応しているというふうなことでございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） こういったお子さんに対して、ほかの自治体では、私的契約児というのは、要するに直接民間保育園と契約をします。当然、保育園は保育料が高くなるわけですね。高くなる、高くなります。玖珠は、そういうことはない、民間保育園の中でそういう契約はないと私は聞いておりますけれども、そういうことはできる。町を通さずに、直接園と契約をして、そして保育所に入所すると、当然いろんな制度がないから高くなります。

これについても、保育料が高くなると、やっぱりちゅうちょされると思うんですけども、こういう問題に対して、全国の自治体、こういった私的契約児に対する助成金交付要綱というのがあるんですね。助成金を交付しているんです。どういうことかといいますと、これは海津市という、岐阜県ですね、ここにもちゃんと要綱がありまして、これは市ですから、「市長は、保育所の私的契約児童の保育料の一部を当該受給者（保護者）に助成すべき額の限度において、その者が福祉法人又は私立の保育所に支払うべき保育料をその者に代わって当該保育所に支払うことができる」、こういう条項で、そういう子供たちに対して、そういった保育料を少しでも安くして保育所に入ってもらおうという、こういった方法もとられているわけでございます。

今後、今年、来年、2015年、この子ども・子育て支援というのが大きく変わってくるというか充実がされていきますけれども、とりあえずこういった制度がありますけれども、この制度に対してどういうふうな感触というか、お考えを持たれていますか。こういうこともできるんだということです。

こういう制度を玖珠町はやっておりませんが、ほかの自治体においては、そういった子育ての、同じ認可保育園に入って、同じような自分の所得に応じた料金を払って、そして入れない子供たちに、その料金を町が、自治体がお金を出して、その者にかわって要するに保育所に支払うと、そういう自治体もあります。本当に満遍なく、手厚くそういった制度をつくってやっている自治体もあります。そのことに対して、先ほど申しましたように、入所基準の緩和について、何か緩和策があるのかということをおっしゃると私は伺いたいです。ないと言え、もう条例に沿ってしてありますのでということであれば、それまでなんですけれどもね。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 入所基準の緩和につきましては、現在のところ検討する状況にはないというふうに思っています。

確かに、子育て家庭の状況が多様化しているということは間違いのないというふうにも感じております。そういった中で、玖珠町には5つの認可保育所、それから2つ、3つの無認可の保育所、それから幼稚園等もございます。

認可保育所につきましては、国の基準に沿って、当然2分の1は国から補助金をいただきます。4

分の1は県から補助金をいただきます。そういった中で、会計検査あるいは指導監査等々受ける立場に私どもございますので、厳正に運営していく、運用していくということは基本的な部分だろうと思います。

家庭でどうしても養育できない、保育できない状況がございます。そういった方につきましては、認可保育所の基準に合わない場合は、無認可の保育所、無認可といえども資格を持った保育士、看護師等スタッフが用意をしておりますので、そちらにご案内をするというふうなこともしております。お話を聞く上で、認可保育所が可能なのか、それ以外の施設で対応できるのか、そこら辺の情報も出しながら対応しているというような状況でございます。

それから、私的契約児のお話ございましたけれども、国からの通知では、あきがある場合ということで、限定的でございます。玖珠町の場合、定員で現在のところ120%近く、定員オーバーして、入所の最大の子供さんたちを、今、受け入れている状況にありますので、私的に受けるという状況にはございません。

そういった中で、窓口としても住民の方々の子育ての希望に沿えるように、町が直接関与する認可保育所だけではない部分での情報も出していくというふうなことで対応しておるところでございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 認可外保育所は、当然国の措置というのも認可保育よりかやっぱり低いわけでしょう。だから、保育料も高くなりますし、そこら辺は何とか、私は思います、いつも童話の里、童話の里ですね。姿形が立派でも、中身がきちっと、そこら辺まできちっとやっていただきたいと、そういう願いを込めて質問をさせていただきました。

次に、町立幼稚園、認可保育園の今後のあり方ということでございます。

これは、平成24年に子ども・子育て関連3法、これが成立いたしました。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める方向性が示されましたけれども、本町におきましても子ども・子育て会議を立ち上げておられますけれども、昨年よりですね、この会議を中心に就学前のお子さんに対する教育と保育に関する議論が行われていると、そういうふうに察しをしているわけでございます。

平成27年度から、子ども・子育て支援の新制度が実施されます。この新制度におきましては、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する認定こども園の普及推進や、子育ての支援拠点など、地域の実情に合った子育ての環境整備が求められておるところでございます。

玖珠町教育委員会の玖珠町立幼稚園再編計画、これが平成18年7月、策定されました。これにつきましても、玖珠町就学前教育審議会が玖珠町就学前教育環境から2園に再編するという結論を出されております。その中で、この就学前審議会において2園ということですね。そして、保護者の就労等に配慮し、幼稚園での保育時間の延長を図るために預かり保育の検討などを行うことと、こういうことも記されておるわけでございます。

これから、来年、再来年ですか、来年ですね、27年度から、また大きくこの制度も変わるようになりますので、それを踏まえて、この町立幼稚園、認可保育園の今後のあり方についてお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 秦議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、秦議員が子育て3法とか、子ども・子育て関連法案3法とかいろいろご指摘ありました。そのとおり、社会保障と税の一体改革法、子ども・子育て関連3法、平成24年に成立しまして、消費税が今度は10%になる平成27年度の10月から子育て支援の新制度が開始される予定でございます。

その中において、認定こども園の制度改善、小規模な地域型保育の創設、地域の子ども・子育て支援の充実などが主なポイントとなっております。

その中において、玖珠町のほうも、地方版子ども・子育て会議を本年度立ち上げたところでございます。そして、今年の1月に子育て支援アンケートをいたしまして、今、分析を行っているところでございます。

議員のご質問の町立幼稚園と認可保育園、保育園の未就学児の保育のあり方についてであります。国が示した今回の子育ての支援の改正は、子育てしやすい環境づくりを一層推進する政策だと受けとめております。玖珠町においても、少子化も確実に進んでおります。子育てしやすい環境づくりは急務であり、ゼロ歳から就学前児童に関する子育ての支援は、幼稚園とか保育園という枠を超えて、今後やっぱり検討していかないといけないということを考えています。

新年度も継続してまいります子ども・子育て会議に、教育委員会の意見を反映しながら、町立幼稚園と認可保育園のあり方、今後どういう——町立幼稚園は文科省の管轄でして、保育所は厚生労働省ということ、それを分割しまして、今後、保育のあり方、認可保育園になればどこの管轄になるかわかりませんが、今後、玖珠町としても、支援会議、子ども・子育て会議等の意見を聞きながら、本当にいい、要するに未就学児のいわゆる教育、保育というか、幼稚園も含めて今後の検討をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 教育委員会の平成18年の答申の再編、19年度より玖珠町立幼稚園を3園ということですね。その後は、将来的には官から民への方向性、幼稚園、認定こども園、保育園、官から民への方向性を掲げ、幼児教育のあり方や環境整備を検討していきますと、こういうふうになっております。

今、国も、子育てに巨額なお金を今度は投資して、要するに待機児童がないような政策を組んでいくと思います。それに伴って、認定こども園というのが、国が推し進めております。そうなりますと、例えば玖珠町にある3園の町立幼稚園、これはお母さんから、延長保育をやってもらいたいとか、今は5歳児ですけども、就学前の5歳児ですが、4歳児もやってくれと、いろんなご意見があると思います。ですから、やっぱり今のニーズに合わせて、これはこの幼稚園を、もう町立を廃止するか存

続するのか、これから大きく考えなくてはいけない問題だと思います。

そして、今ある認可保育園が、それでは将来的にはもう、私が聞くところによりますと、この平成26年、今年度中に、この認定こども園に移行するかどうかというある程度のものをはっきりしないと、何かそういうことを伺っているんですね、認定こども園に移行するかどうか。

そうしますと、今の認可保育園がこの認定保育園に手を挙げることもやっぱり検討しなくてはいけないと思います。挙げるですね。やっぱりそれは、認可保育園の自主性に任せられると思っておりますけれども、うちは認定こども園にこれから移行するように考えていると、そうなりますと、やはり今の複数町立幼稚園のあり方につきましても、きちっとした考えのもとでしないと、子供はどんどん減ってきていますし、お互いのとり合いになってくる。とり合いですね。

それで、私も、今まで保育園、幼稚園の一般質問もさせていただきましたけれども、やっぱり教育委員会は幼稚園教育が必要だという、もうそういう、これはやっていかななくてはならないような、そういうものも持ち合わせているんじゃないかと。

幼稚園教育は大事です。私も大事だと思います。しかし、今、世の中の就労形態もどんどん変わって行って、そのニーズに合わせた方法を、町がやっぱり方向性をきちっとこれからつくっていかないと、これは何かいろんな問題というか、最終的にはやっぱり認可保育園もこれを維持していかなくちゃならないし、そういうことがありますので、私は早い時期に、まずとりあえず町立幼稚園をこれはやるのかどうか、このまま存続してやっていくのかと、この方向性をはっきり、やっぱり方針はつくっていかなくてはならないと、これは大きな今の世の中の政治の変わり目でありますので、そこら辺を考えて、方向性を出していただきたいと思っておりますけれども、先ほど、今、町立の幼稚園、認可保育園の今後のあり方、そして国が推進する認定こども園に対する所見、これをひとつひっくりまとめてどなたか、教育、伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 町立幼稚園のことでございますけれども、先ほど議員おっしゃられたとおり、私どもも、このゼロ歳児から5歳児までのライフステージにマッチした給付、幼稚園がその中の一部としてあるということでございますので、これを、確かに幼稚園再編計画等も過去に策定をし、行ってきたわけですけれども、この認定こども園という制度、子ども・子育て関連3法も制定され、こういったところから町単独での当時の幼稚園再編計画のみでは時代にマッチしたものにはならないのではないかということから、この国の制度もどうなるのか、こういうことを見きわめながら今まで考えてきたところでございますけれども、いよいよこの幼稚園もその一部の、先ほど申しましたとおり、施設としての給付という部分の中にかにあるべきか、これは教育委員会としてもゼロベースから検討していくという考えでおりますし、平成26年度中にはこの方向を今、定めるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

あと5分です、残り5分です。

○9 番（秦 時雄君） ぜひとも、26年度中に定めるということですが、やっぱりその方向性はきちっと出していただきたいなど。

それと、町立幼稚園、存続なら存続、今の時代に合わない、そこら辺をいろいろ勘案しながら、やっぱり子育て会議の中でそこら辺は十分議論されて、今後されていくものとは思っておりますので、早くそういった、現在の形の町立幼稚園のそのまま存続がいいのか悪いのか、きちっとしていただくのが一番賢明でないかと私は思っております。

そういうことで、私の質問はあと一つですね。

この耐震化について、これについて伺いたいと思います。

町内の保育園、公立・私立幼稚園の耐震化について、状況について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 私のほうから、幼稚園のことにつきましてお答えさせていただきますけれども、玖珠幼稚園、北山田幼稚園については、文部科学省の基準に、今、沿っておりますけれども、森幼稚園につきましては、平成24年度に耐震化工事を実施しております、現在、3園とも耐震強度がある園舎というふうになっております。

私立幼稚園につきましては、これは大分県の管轄にはなりますけれども、詳細については、私ども、お答えすることはできませんけれども、私立幼稚園のほうに、建物につきまして、私ども、こちらから直接お尋ねし、お答えいただいたものがございます。それにつきましては、建物は昭和42年の建築で、鉄骨造500平方メートルを超える建物でございまして、耐震診断はまだ未実施であるということ、現在、その準備を進めているということのお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） あと、認可保育園について、認可保育園と他の保育所関係、わかれば、わかればです。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 町内5つの認可保育所のうち、2つについては耐震診断等がなされておりません。基準よりもちょっと古い建物でございまして、法人側のほうで、その件についても今後調整するように図っていきたいというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時46分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 8番河野博文です。

最近、昨日のニュースでもありましたけれども、日本を取り巻く環境は、アベノミクスの効果によりまして、大企業の中でも、業種によっては、一部、景況がかなりよくなっているというようなところもございます。そういう中でございますけれども、まだ我々、地域を取り巻く環境、地方経済にとりましては本当に厳しいものがあります。そういうことを踏まえて今回の質問をさせていただきたいと思っておりますが、議長のお許しをいただきまして一問一答形式でやりたいと思っております。また、通告により質問のほうを順次させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今度、町長、新しくまた再任されましておめでとうございます。その中で、先日、施政方針を聞かせていただきました。すばらしい施政方針ですけれども、我々にとりましても、一緒に話し合いさせていただきながら進みたいと思っておりますので、幾つか質問ございますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、26年度当初予算についてということでございます。

水戸岡鋭治さん、工業デザイナーでございますけれども、この方に玖珠町のランドデザインをお願いして、いろいろ今、進められていると思っております。

先日、私も、ある会議の中で水戸岡先生の会議に参加させていただきました。本当に、話しているうちに、水戸岡先生という方は、皆さん方、住民の声をよく聞きたい、話し合って進めていきたいというふうなお話をされておりました。ただ、厳しいのは、水戸岡先生は、やはり自分はプロであるから、デザインについては誰にも負けたくないという自負を持たれております。やはり、その辺がいろんなことをやれてきた人かなというふうに思っております。

その会議の中でもちょっと申したんですけれども、我々、今日の議員の質問の中でも、お二人の中でそれぞれ出ました童話のまち、子供のまちというようなことでございます。

水戸岡鋭治氏に、今、いろんなまちづくりを、森町、豊後森駅周辺、伐株山、そういうところを結んだデザインをお願いしてるところなんですけれども、我々の基本にあるのは、常にやはり童話のまち、子供のまち、久留島武彦ということが常に基本にあります。そういう意味で、その辺のことにつきまして、水戸岡先生のほうに、ぜひ、基本になるのはここにあるんだということを町のほうからもはっきり説明していただいて、いろいろデザインする中で組み込んでいただきたいと思います。けれども、執行部のほうの考えをお聞かせください。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 昨年12月18日の水戸岡先生との委託契約締結に至るまで、水戸岡先生と私どものほうで事前に打ち合わせを重ねてまいりました。その中で、第5次総合計画を見て

いただき、童話の里と久留島武彦先生の玖珠町における位置づけについても説明をしてきたところでございます。水戸岡先生ご自身は、久留島武彦記念館にも足を運ばれるなど、十分に認識をされていると考えております。

町として水戸岡先生に最初にデザインをお願いしたものは5点ほどございまして、豊後森駅前ロータリー、豊後森駅前商店街、豊後森機関庫跡、旧森地区の町並み、伐株山でございます。このうち、豊後森駅前ロータリーにつきましては、既にデザインができ上がり、工事が始まっております。その他の地域につきましても、3月1日から2日にかけて、改めて現地調査を重ね、また関係町民の方のご意見を直接お聞きしたところでございます。その意見交換の中でも、久留島武彦をシンボリックに考えられないかというご意見も出されており、今後につなげたいと考えております。

水戸岡先生ご自身も、全く新しいものをつくり出すというお考えではなく、玖珠町の場合は、できるだけあるものを生かそう、持っている雰囲気を生かそうというお考えをたびたび述べられておりますので、そういう意味からも童話の里にふさわしいデザインができるのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） ありがとうございます。今言われましたように、水戸岡先生は素晴らしいものを持っているんですけれども、やはり町民と常に話し合いしながら、この前の会議の中でも、まだまだほかの人のお話を聞きたかった、時間が短過ぎた、またゆっくり皆さん一人一人のご意見をお伺いしたいというようなことを言われていました。ぜひ、そういう機会をいっぱいつくっていただいて、なるべく多くの方に意見を出していただいて、水戸岡先生のデザインが町に反映できるような形にしてほしいというふうに考えております。

議長、ちょっとお許しもらって、今、2番の豊後森駅周辺のことについてが出ましたので、先に2番の豊後森駅周辺整備のことについて質問させてもらってよろしいですか。

○議長（高田修治君） はい、どうぞ。

○8番（河野博文君） 2番のほうに入りますけれども、豊後森駅周辺の整備及び公共駐車場・駐輪場についてということをお聞きさせてもらっております。

今回、駅前の周辺整備をしているんですけれども、でき上がったら、きれいな、駅前にふさわしい環境のものができるかなと思っているんですけれども、ただ、お話を聞くところによりますと、今ある駅前の駐車スペースがほとんどなくなる、そしてタクシーにおいては、3台のみタクシーを駐車させる、待機させる、そしてそれ以外についてはどこかほかのところで待機してほしいというような話、聞いております。

また、この駅前の駐車場のことなんですけれども、皆さん方、夕方、列車が到着する時刻にあの辺行ったことありますか。今、我々は、玖珠町の高校とかに残ってほしいと言うんですけれども、やはり町外のほうに行かれる方もかなりいます。そういう方たちが、子供さんを迎えに来る車が多いんですけ

れども、もうあの辺の駅いっぱい、まして歩道の上までとめるぐらいに車が結構多いんですよ。

そうしたときに、今のままでも少ない駐車場が、今度きれいにすることによって車がとめられる場所が少なくなるのではないかと思うんですけども、その辺について、どのように考えられているか、お聞かせください。

○議長（高田修治君） すみません、執行部、順番が変わりますので、よろしく。

村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

議員ご質問の森駅周辺についてですが、これまで商店街の活気が少し落ち込みまして、昼間でもシャッターが閉まっているお店が多くなっているところではありますが、最近ではJR九州による議員もおっしゃられましたが、水戸岡鋭治氏のデザインによる駅舎の改修、玖珠町としても水戸岡デザインを盛り込んだ駅前ロータリーの公園化事業、植樹等を今現在、実施しているところでございます。

また、森駅前商店街の住民の皆さんにおいても、街なかにぎわいプランの実践事業として、のぼり旗掲揚や写真パネルの展示など、地道な取り組みを始めていただいているところでございます。

玖珠町としましては、議員各位のご同意をいただきました、今年度、平成25年から26年度の2カ年にかけて、豊後森機関庫周辺整備に着手させていただいているところでありますが、今後の地域振興、まちづくり、観光交流人口の増加に向けて、早期の完成をしていきたいと思っております。

議員のご質問の中に駅前の工事に伴う駐車場の件でござりますが、豊後森駅前の植樹公園化事業等によりまして、現在ある乗車場の駐車場がなくなります。乗車予定台数は2台になりますが、駅前ロータリー内における車両、先ほど議員もおっしゃられましたが、歩行者、迎えに来られた方の交通安全の配慮の面から考えても、現在あります隣接の公共駐車場、町が管理しておりますが、ここは2時間無料でございます、そちらのご利用をお願いしたいと考えているところでありまして、JR九州、それと隣接しますバス会社、タクシー会社ともそのような内容で協議してきたところであります。

また、今回の公園化事業で、駅の改札を出まして、公共駐車場に向かう通路の整備もあわせて実施しておりますので、その通路を利用させていただきたいと思っております。

それと、今回の駐車場整備において、現在あります自転車の駐輪場については従来どおりであります。現有の管理棟につきましては、JRの要望もございまして、玖珠町観光協会事務所、中にはガイドクラブの方々の待機所とするために増設して、現在、工事が進んでおります。

さらに、今回の駅前広場整備をスタートとしまして、町としては、駅に出迎えに来た方々も、現在のような車の中の待機だけでなく、2時間無料の公共駐車場を利用して、リニューアルした駅舎内や駅前広場とか駅前通り商店街における散策とか、休憩ができるスペースづくり、環境づくりを町としては模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） その件ですけれども、今、公共駐車場あるんですけども、2時間無料と

なっております。

ちょっと考えてほしかったのは、駅前のロータリーを渡るときに、その駐車場を含めて、もう一つ、以前使っていた駐輪場がありますよね。そのことまで含めて、もうちょっと総合的に考えらなかったか。部分的、部分的に、今、物事が進んでいると思うんですよ。そうじゃなくて、もうちょっと広い視野で考えていくときに、公共駐車場についても、隣の、今言う昔の駐輪場がもう死んだままになっているんですね、もう使っていない状態なんですね。それこそ、環境的にもよくないし、トータルで考えたところのものをしてほしかったなというふうに思っています。

そして、今、観光協会が入ってきたんで、できたらあの駐車場を無料開放してもいいんじゃないかな。そして、ある程度の管理は観光協会が、建物、あそこ、町のを使わせていただくんだから、その辺については、観光協会のほうにも、時間外に余り長くとめるような車があったときには注意していただくようなことも含めたところの管理と、兼観光案内所というような形には持っていけないのか。

以前聞いたときに、あそこの警備会社に払う費用だけでも数十万の年間費用を払っていると思うんですよ。売り上げのほうがもうちょっと大きいと言われるかもしれませんが、管理料のほうも結構、かなりかかっているんで、その辺を少し考え方変えられて、無料開放にする、そのかわり、そばに観光協会入ってくるんだから、その辺はきちんとした形で観光協会にもお願いするところはお願ひするというようなことは考えられないかどうか、お聞きします。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 従来からあります議員ご指摘の駐輪場、これは全く考慮がなかったわけではございません。うちの担当職員によりますと、あそこの分も含めて何か利用できないかということで、あの駐輪場自体、実際、駅から遠いから高校生等の駐輪が今ない状況でございますが、立派な屋根等はして、うちの職員によりますと、人がこれから先、集まり出したら、あそこはそのまま軽トラ市場というか、屋根のついた市場ができるんじゃないですかと、今後ここは利用できますよねということで、うちの職員はいろいろ検討しております。

それと、駐車場の無料化ですが、あそこの管理につきましては総務課のほうで実際にしておりますが、やはりあそこにかかる経費等もありますので、2時間は無料ですので、そこから先、長期にとめる方、どういう方が利用するのかわかりませんが、全く無料というのはどうかというのは、ちょっと費用対効果、取れるところが、過去の議会の議員さんのご要望の中にも、駐車料をある程度取ってしっかりしたほうがいいんじゃないかということもあったようですので、商工観光課としては、今の総務課の2時間無料、買い物に来た人たちの便宜等ですが、今後、あそこがどういう状況になるか、人がどんどん来てくれればうれしい限りですが、ちょっとあそこを無料化することについては、現在のところ検討いたしておりません。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 今、言われましたように、公共駐車場につきましては、町唯一の有料駐車場でありますので、うちのほうで、管財のほうで管理しております。

自転車の件につきましても、最初の自転車置き場は非常に便利悪いということで、放置自転車等で非常に指導を受けたところでもあります。今、駅の一番近いところに駐輪場は設けております。

今後につきましても、有料駐車場は有効に使わせていただきたいと思っておりますので、2時間無料というサービスは、ぜひ利用していただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） さっき申しました中にもう一つあったのは、列車に、子供さんたち迎えに来る人たちが待つスペースが、じゃその中使ってくださいということなんですけれども、やはりあれを一回一回ゲートをくぐっていくのは大変なところがあるので、使いやすくするためには、無料というか、あのゲートをなくしてしまうほうが使いやすいんじゃないかなというふうに自分では思っています。

これにつきましては、ちょっと町のほうでよく検討していただいて、駅の利用者、また商店街の利用者が本当に使いやすいような形へ持って行ってもらいたいと思っておりますので、そちらのほうはまた検討していただきたいと思っております。

次に、1番の②番目でございます。デスティネーションキャンペーンの情報発信について。

これは、もう昨年からJR、大分県がかかわってやってきております。2015年の7月から9月の3カ月間をその期間と定め、いろんなことをやろうということとしております。大分県は、それプラスおんせん県ということを盛んに今PRしております。ほかの市町村、結構そういう面でおんせん県のほうにも一緒にかかわっていこうというところがあるんですけれども、玖珠町においても、町長さんもあちこち温泉利用されておりますけれども、いい温泉が結構あるんですよ。

そういうようなところも含めて、このデスティネーションキャンペーンについて、どのようなかわり方を今しているのか、これまで取り組んできているのか、その辺をお聞かせしていただきたいと思えます。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

本議会の開会日において、町長より施政方針の中で口述いたしましたが、大分県においては、来年度、平成27年7月から9月30日までの3カ月間、全国から大分県に集中的に観光客を誘致したい、誘致を図るという国内最大級のキャンペーン、通称DC——デスティネーションキャンペーンを実施する予定になっております。

このデスティネーションキャンペーンにつきましては、北はJR北海道、JR西・東日本、JR東海とか、日本にあるJRグループ6社と提携を結びまして、指定された自治体、27年度は大分県となりますが、そこの地域の地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーンということで、大分県で実施するのは20年ぶり、昭和53年にこのデスティネーションキャンペーンが始まって、20年ぶりに大分県に来たというふうに聞いております。

このデスティネーションキャンペーンは、来年度、27年度にあるんですが、1年前に当たる本年度、

26年度においては、大分県の観光素材の紹介、掘り出し、現地調査、情報提供の動きが本格化していますし、現在、町としても観光地、それになり得るもの、観光協会等と一緒に100以上のものを県のほうに出しております。ここまで出しているところは余りないようなんですが、もうありとあらゆる食べ物から地域の分を出しているところがございます。

玖珠町としまして、現在、整備を進めています豊後森機関庫周辺整備、森の街なみ整備、三島公園、栖鳳楼、伐株山などの玖珠町の観光素材の売り込みなど、大分県に玖珠町ありというところを積極的に売り出して、交流人口の増加に向けた機会として捉えております。

先ほど、議員がおっしゃられましたおんせん県大分、玖珠町にも、温泉街というまとまったところはございませんが、温泉群という形、町内の至るところに少しずつ少しずつといった形で、逆に大きな温泉よりもこういうちょっとひなびたところとか、静かなところがいいという観光客がおられまして、現在も来ていますので、その辺の売り出しも進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、今回のデスティネーションキャンペーンの情報発信についてですが、本年度予算のうちの7款の観光費において、旅行商品販売促進会議時の記念品とかDC担当者、全国から旅行エージェントが来ますので、そこに対する昼食代とDCキャンペーン専用のパンフレット作成などの経費としてトータル135万6,000円の、例年にはない予算でございますが、執行部のほうにつけていただいております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 今、課長言われましたように、今年は県のほうもガイドブックをつくったり、イメージポスターをつくったりとかいうようなことで、全国的に、インターネットに1,370カ所ぐらいにそういうものを張り巡らすとかいうようなことをしております。

自分がちょっと気になるのは、今まで玖珠町が観光協会、いろんなところと一緒に参加したことがあるんですけども、例えば筑後川水系の分で振興局に1カ所集まっていたことがあるんですよ。そのときに、ほかの市町村はかなり、同じポスターにしても、玖珠町のポスターと大きさ自体が違う。もう、でんとしたのがどこもあって、玖珠町はちっちゃいなというような感じのものしかなかった。やはり、我々は結構わかるんですけども、やはりよその人にPRするためには、ある程度はっきりした、デザイン的にもちょっと工夫を凝らすようなデザインを図って、そういうものをつくる必要があるんじゃないか、今までありきたりのパターンのやつじゃなくて、今回こういうのがあるんで、それに向けて、何か本当に玖珠町はおもしろいぞというようなところを旅行者の方々とかいろんな方々に感じさせるものをつくって、そして大分県に来たときには玖珠町にも行ってみたいというような感じのものをしてほしいと思っておりますけれども、その辺、今から、今年やることと思うんですけども、考えを聞かせてほしいなと思っております。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 本年度、デスティネーションキャンペーンのプレということで、

1年前になりますが、期待される効果としましては、全国からの誘客に得る地域観光の活性化と新しい観光素材の磨き上げ、観光ルート、現在急いでおりますが、それとあとJR関係者等の連携強化等もあるんですが、あと、おもてなし意識の向上があるんですが、それに向けて、本年度、一番メイン行事となりますのが、9月3日から5日に全国宣伝販売促進会議が別府のビーコンプラザで行われる予定になっておりますが、ここで大分県内の観光素材紹介、プレゼンテーション、観光物産PRコーナー、観光商談会、うちにはこういうところがあって、こういうのをやりますよと、その中には、先ほど議員が申しましたようなポスターなり、これまでにないようなPRパンフ等もつくる計画にしております。歓迎レセプション等も行われますが、できれば地元芸能とか地元料理の披露がありますので、その辺のPRを進めてまいりたいというふうに思っております。

期間中、9月3日から5日の間には、エキスカーションとして全国から旅行関係のエージェントが来ますので、その方たちを町内のほうに引き入れて、うちの観光ルート、観光素材等もしていきたいと思っておりますので、今年の秋が勝負だと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） ぜひ、そういう場所で玖珠町をPRしていただく。そのためにも、もし、できれば、先ほど申しました水戸岡先生なんかデザインしていただいて、町外・県外の人が水戸岡先生も玖珠にこんなにかかわっているんだというようなところがPRできるようなところを、何かポスターでも力を発揮していただけないだろうか、そういうところにも水戸岡先生を利用させてもらえないだろうかというふうに思っております。

その辺、ぜひ、町長もかなり懇意にされていますので、ぜひ水戸岡先生のほうに話しかけとかされませんか。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） ぜひ、水戸岡先生のほうにお願いしまして、町の活性化のため、どういふところがあるか、お知恵を拝借していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） ぜひ、そういうふうにやってほしいと思っております。

続きまして、施政方針の中にありました保護者の看護を支援する病児・病後児の預かり制度についてということがありました。

これ、ちょっと具体的によくわからなかったもので、どのようなところでこういう制度・サービスがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 病児・病後児の保育事業につきまして説明いたします。

入院を伴わない病気の回復期における児童の預かり制度でございます。

具体的には、10歳以下の児童を対象に、例えばインフルエンザに罹患した場合、数日間、学校・幼稚園・保育所等に行けずに自宅で療養する場合がありますかと思っております。保護者が看護するのが普通だ

と思いますけれども、どうしても仕事の都合で子供を日中見られない、看護できないという場合に、保護者にかわってその施設が預かるというものでございます。

施設の規模といたしましては、現在考えておるのが、定員は2名程度、保育室と安静室2部屋、それにトイレを確保していただいて、スタッフは看護師並びに保育士1名の2名体制、お昼の昼食が用意できるというような条件になろうかと思っております。

また、預ける際には、かかりつけの医師の意見書とございますか、そういった書類、それから若干でありますけれども、保護者の負担も出てきようかと思っております。こういったものについては、別途調整していきたいというふうに思っております。

県下では、既に10の市、15カ所でこの事業を実施しておりまして、玖珠町においても、子供を預かれる施設がないかという保護者からのご相談を何例か受けております。

今後は、玖珠郡の医師会等と協議し、あわせて社会福祉法人等にも相談を若干持ちかけておりますので、新年度になりましてから、予算が通って実施できるというところがあれば、早いうちにスタートさせたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） じゃ、これから、予算が通ってからやるということでございますかね。じゃ、場所等についても、まだはっきり決まったところはない、これから決まるということですか。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 現在のところ、社会福祉法人等がやりたいという希望は、口頭ではいただいております。関連して、この事業につきましては、医師会・医療機関の関係が必ずつきまので、医療機関のほうにもお話を投げている状況でございます。

それから、先ほど私が発言いたしました親が見るのが普通という表現がございましたけれども、それは不相当と思っておりますので撤回いたします。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） じゃ、詳しいことはまだこれからということで、ぜひ、こういうことはいいことじゃないかと思っておりますので、本当に子供さんたちのためになるように頑張っていただきたいと思っております。

次に、1番の④番につきまして、人材育成について伺います。

これも、町長の方針でいろんなところ、学生さんから、それから一般の町民に対しても、いろんな人材育成に対する講演会、勉強会等をやってきていただいております。こういうことは、本当にいいことじゃないかな、すばらしいことじゃないかなというふうに思っております。

我々庁舎外の者についても、本当にそういうことはどんどんあるべきじゃないかなというふうに思っておりますが、自分たちが考える中で、人材育成の一番やってほしいところは、役場内、庁舎内のやはり若い人たちにいろんなことを勉強してほしい、まちづくりのためにいろんなことを経験して

ほしい、そういうような気持ちがあります。皆さん方は、幹部であり管理職であり、いろんな教育されていると思うんですけれども、自分たちが考える中で、やはり若い人たちの意見が反映できるような環境、そしてそれぞれの人たちが意見を出して、上司の方と相談する、いいところはいい、悪いところは悪いとかいうふうな形で物事が進んでいくと、いろんな面でいいことがあるんじゃないかな。

これは、自分個人の判断かもしれませんが、玖珠町の役場の人たちというのは、自分にとっては、割と皆さん、おとなしいな、余り逆らわないな、言われたとおりにやっっていくとかいうような感じに見受けられるんですよ。僕は、いろんな面で職員さんたちがいろんな意見をけんけんがくがく話し合っていく、その中でいろんなまちづくり、人づくりができていくんじゃないかな、そういうふうなところを庁舎内の中でもやってほしい、こういうような気持ちを持っています。その辺につきまして、町長の考え方を聞かせてほしいなというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 人材育成について、河野議員のご質問にお答えさせていただきます。

人材育成は、私は本当、非常に重要な課題であると、その人材育成の中において、まず小学生、中学生、高校生とかの人材育成は当然、そして商業とか農業の後継者の人材育成、そしてあと、先ほどおっしゃられた役場職員の人材育成というものが非常に大事だと。今、役場内でも研修制度を設けております。

そして、私、常に申し上げていまして、役場という組織は、この組織はずっと半永久的に続きます。その中において、いつも申し上げていきますけれども、過去の玖珠町の町長の在任期間を調べると、特異な例を除きまして10年と2カ月。10年と2カ月で町長がかわっていく中において、それは一つの例なんですけれども、役場という組織は、入った職員なんか40年、今度65歳定年になれば45年とか47年とか勤められる方がおられると。その中において、やはりそういう組織が強くなきゃ、人が育たなければ、強い組織になって育たなければ、持続可能なまちができないということを含めまして、一生懸命それについては、先ほども申し上げました小・中学生、それから海外ホームステイとか漁業体験とか、いろいろやらせてございます。そして、商業後継者の方とか、農業後継者の畜産の方々、いろいろ意見交換なんかさせていただいて、どういうところがあるかとかの意見交換をさせています。役場のほうも、お金を使わせていただいてやらせていただいています。

ただ、それをやらなきゃいけないんですけれども、人材というのは一朝一夕で育つものじゃなくて、やはり長い目が要ると。長い目が要りますけれども、それを着実にやっっていかなきゃいけないというふうに考えております。やはり、組織は人であるということを考えれば、いかに人を育てるかというのは大事だと思いますから、そういう意味も含めて、今後とも皆さんのご理解のもと、やっていきたいと考えています。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 町長言われたとおりのことです。

本当に、我々一般の者が見たときに、役場の人たちというのは、例えば1年、2年で課がかわって

いったときに、本当にうまく、その課に行って、今までと未知の世界のところの仕事をうまくやっていける、本当に素晴らしい能力があるなというふうに思っております。我々なんか、環境が変わって、そう簡単に仕事できるかなとかいうふうに思うんですけども、その辺、役場の方々は結構柔軟に対応できているというふうに、かなりの能力を持っているんじゃないかと思えます。

そういう意味で、ぜひその能力を表に出していただくような形にしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、1の⑤番目、これ個別のことなんですけれども、福祉保健予算（外出支援サービス事業他）についてでございます。

この事業、今までやっておりますけれども、これは今までどおりでしょうか。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 外出支援サービス事業につきましては、本年度も継続して、75歳以上の方の外出を支援するために、年間8,000円分のバス・タクシー券を交付するものでございます。介護認定を受けた方で、要介護3から5の方については対象外となりますけれども、おおむね申請する方が2,000人、利用率として3分の2ぐらいを見込んで、約1,000万の予算を計上しているところであります。

現在、この8,000円分のチケットについては、200円の券を40枚というふうにしておりますので、まちなか循環バスあるいはふれあい福祉バスの利用についても利用できるというようにしております。

本年度につきましては、4月中に準備をいたしまして、5月の連休明けから交付の手続をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） これは例年どおりやるということですが、ちょっと調べたところによりますと、4月から、タクシーなんかは消費税のアップに伴ってタクシー料金を上げるそうです。バスのほうは、まだ、町の関係のバスは、この中で決めるんかもしれませんけれども、タクシー自体については、もうアップが決まっておるそうなんですけれども、アップするということになれば、今までの回数券が、8,000円の券が8,000円分の価値がなくなるんですけども、その辺、何かサービスは少しできませんか。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） タクシー利用につきましては、1回に1,000円分のチケット使ってもいいですよということを利用者にとっております。

確かに、タクシー料金が上がれば、1,000円はチケットで使っても、差額は自分の財布から出さなきゃいけないという部分が若干ありますけれども、今回のこの事業につきましては昨年どおりの対応にさせていただいて、消費税等につきましては、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 今回、3%でタクシーの基本が20円ぐらい上がるそうなんですけれども、いづれ、来年のいつですかね、これが10%になると、さらに上がってくるんですよ。そういうところになったときに、同じ金額というわけにいかないと思うので、その辺はこれからの外出支援の策として、これは高齢者の方が元気で外に出ていただくというようなことが目的となっていると思うんですよ。ぜひ、そういう方々の応援をして、健康でいていただくためにも、最低、今までの分が特別高いわけじゃないんです、8,000円が。まだまだ欲しいという人もかなりいます。

その辺で、今後、これは予算もあることですが、今までのサービスの低下にならないように、アップにつながるような形のほうを考えていってほしいと思っております。その辺も、今回、一応予算が出ていますのでそれ以上言いませんけれども、検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、3番目、庁舎前駐車場のバリアフリーについてでございます。

これも高齢者の方に関係することなんですけれども、庁舎前の駐車場が、一部障害者・高齢者用の駐車スペースがあります。しかし、その一番端のほうに1カ所だけ、バリアフリーがあるんですけれども、元気のいい高齢者の方とかは一般のところに駐車されて庁舎内に入っていきます。

この中で、私も先日、話を聞いたんですけれども、あの段差、我々にとっては20センチぐらいの段です。そんなに感じません。でも、高齢者の人たち、特に膝の悪い人なんかは、あの段を上がるときに、よいしょというような感じで上がらんと大変らしいんですよ。それかといって、向こうの一番端の駐車スペースにはとめないんで、何とかその辺、歩きやすいような、庁舎前ですから、駐車場にできないかというような話がありましたが、ちょっとこれは質問させていただきます。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） お答えさせていただきます。

現在、庁舎前の駐車場につきましては、身障者駐車場の3区画を確保しているのが現在であります。それに伴う車椅子でやっぱり見えられた方につきましては、スロープと屋根を設けて利用していただいております。

今、議員からご指摘がありましたように、庁舎前の駐車場の正面入り口にかけての通路、その出入りににつきましては、確かに段差があります。高齢者とか体の不自由な方には、不便を来しているというのが現状であるということをしっかり踏まえて、早急に検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） それでは、早急に検討していただきたいと思っております。

続いて、4番目でございます。

先ほどの話も出てきたんですけれども、景気対策、特に4月から消費税が増税されます。これにつ

きまして、玖珠町で何か経済対策、景気対策というようなことが、力を入れられとることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） ご質問の件であります。消費増税後ということで考えると、それに値するかわかりませんが、町の施政方針に基づきまして予算化しておりますので、その中で、その辺の景気対策ということで説明させていただきたいと思います。

平成26年度一般会計の当初予算額は、過去最大となります89億4,000万円で編成を行ったところがあります。景気対策としまして、投資的経費であります普通建設事業費は、前年度対比で17.1%の増、約18億2,500万の計上をしております。その中で、町単独事業費は65.9%の増で、約9億6,200万円となっております。その主な事業としましては、超高速ブロードバンド事業、それから機関庫周辺環境整備事業、御幸団地建て替え事業、それから街なみ環境整備事業、それに特防事業での町道の整備や水路改修事業を実施するようしております。さらに、地域の元気臨時交付金基金を活用しての道の駅、童話の里くすの増改築事業やカウベルランドの大規模改修、それから急傾斜対策事業等を実施する予定にしております。

それから、国の政策として、消費税率の引き上げに際し、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給する事業では、実施主体は各市町村となりますので、町民税の確定後になりますけれども、速やかに事務処理を行い、上半期での給付完了に向けた取り組みを行っていくことになっております。

さらに、大分県が平成25年度に実施しましたプレミアム商品券の助成事業を、平成26年度は倍増して消費の喚起を図っていくということが県で公表されております。

玖珠町としましては、現時点では、数年計上しておりましたお買い物券発行に助成を行うこととしておりますが、商工会等が県の事業に取り組む場合は、平成25年度と同様に、積極的に支援を考えていきたいと思っております。

あと、消費税の引き上げですけれども、これにつきましては、4月からとなっておりますが、玖珠町としましては、4月にオープンします総合運動公園等の施設の利用料や水道料等の公共料金については、本来なら受益者負担が原則であります。今回は引き上げを行わずに、より活用を図ってきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） もらうほうは、なかなかもらえにくいと思うんですけども、やはり今、地方は本当に消費低迷しております。ぜひ、いろんな面で消費拡大につながるようなこと、またそれぞれ個人個人の所得が少しでも上向きになるような政策をとってほしいなというふうな思っております。我々も、これは一緒に考えていかなければならないことだと思っておりますけれども、よろしく願いたいなと思っております。

次に、5番目です、最後です。

町道車谷小河内線について何うとあります。

これも、前々回のときに話聞かせてもらったんですけども、今回も町道、この予算につきまして、災害の工事につきまして、数千万の予算があったんですけども、数億円かかるということで、ここには使わないで、唐杉線のほうに、たしかのり面工事で持っていったというふうに聞いておりますけれども、この車谷小河内線の道路を今後どうするのか決められているのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、経過のほうからご報告させていただきます。

車谷小河内線は、日出生車谷より小河内までの延長4,181メートルの町道であります。

当路線は、道路防災点検により継続的に観察・調査してまいりました。平成23年に、数回にわたり巨石の崩落が確認され、町としては、落石が通行車両や歩行者を直撃し、人命にかかわるおそれがあることから、平成24年4月に日出生地区自治委員の皆様へ状況を説明し、平成24年4月27日より車谷側起点より約1キロメートルを期間不定の全面通行どめにいたしました。

町としては、早期にのり面防護対策等を行う必要があることから、県や九州防衛局と協議を重ね、国土交通省の全国防災事業にて実施することに至りました。

平成24年9月議会において補正予算の議決をいただき、10月より現地測量及び予備設計に入りました。その結果、850メートルの区間において、形状寸法が大きな転石群が多数確認され、特殊工法による落石防護対策が必要となりました。当初の予想より落石危険箇所の延長が長く、また谷側も急峻な崖地となっているため、事業の再検討を行い、山側ののり面防護対策を行っても永年の安全を確保するのは厳しいことなどによりまして、総合的に判断し、やむなく事業の休止をいたすことになりました。

事業の休止につきましては、最も関係する日出生地区の方々に平成24年9月、10月に説明会を開催し、理解を求めたところであります。日出生地区の方々からは、代替道路となる本村堤線の凍結対策、本村堤旧道線の防護柵や側溝ぶたの設置の要望が提案されました。

平成25年12月の産業建設常任委員会にて経過のご報告をいたし、日出生地区の方々からの要望につきましては、平成25年12月議会において補正予算の議決をいただき、路面凍結抑制とスリップ防止対策のグルーピングや防護柵、側溝ぶたの設置等を行いました。

また、説明会の中で、県道川上玖珠線の車谷より国道387号線の柿木付近を結ぶ新設道路についての話もあり、検討しているところでありますという経過で、今のところは事業の休止ということで取り扱いを行っております。

○議 長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8 番（河野博文君） すみません、ちょっと事業の中止という意味がよくわかりません。もう町道

路線を、路線自体をもう使えなくするというのですか。ちょっと事業の中止というのがよく理解しにくいんですけども、その辺、説明をもう一回お願いします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 車谷小河内、約4キロのうちの一部区間を通行どめということにしておりまして、そこの事業の休止、一時休止ということの取り扱いで、道路自体としては町道でそのままいくということであります。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 日出生の地元の方にそういう説明会をされたということなんですけれども、やっぱり地元の人としては、なるべく、あの路線は便利のいい生活道路ということを知っています。何とか残してほしいというようなことを聞いております。

もう一つ、気がかりなのは、その道路の中に、後迫ですかね、そこに行く水道管が入っていると思うんですよ。それは、恐らくそのルートじゃないと上水道が行かんのではないですかね。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 水道につきまして、日出生本村地区の簡易水道が、水源が演習場の中にありまして、車谷小河内線を通して集落のほうに通っております。そして、この分についても、集落の世話人さんのほうから、管理等が通行どめになって厳しいということで話もありまして、またあと延長がないことで、ふだんの管理も大変ということで、集落内にボーリング等の水源を求めることはできないかということのご相談は受けております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 自分が聞いた範囲では、その上水道はやっぱり残してほしい、生かしてほしいというようなことを聞いているんですよ。したときに、どうしても、高低差からいっても、堤のほうを通ると、本村堤線ですか、あのバイパス通ると、高さ的に一回上っていかならんのじゃないかなとかいう気がするんですよ。条件的に、やはり車谷小河内線を使う水道が一番いいのかな、水源下で一番いいのかなというふうに思っているんですよ。

やはり、その上水道の管理もありますし、全く通れない状況にするのはちょっと困るんじゃないかな。地元の人たちも、何とかそこを通らしてほしいというような意見出ているんですよ。そんなふうで、去年の工事費が一応ついたんですよ。それで足りないからということだったんですけども、町道にした以上は、やはりある程度の町としての責任が出てくるんじゃないかな。我々が町道認定する際にも、今後のこと、いろんなことを考えて議会でも町道認定をしていると思うんですよ。

玖珠町の場合、特に町道が多いんですけども、認定されて、ほかにバイパスをつくったとかいうのは別なんですけれども、本村堤線のバイパスに関しては、これは、以前からその道路はあった道路と思っております。それに対して、車谷小河内線がいいからということで、町のほうでつくっていった道路と思うんですよ。その新しい道路のほうも、災害が起きたために使えなくするようなことでは

困るんじゃないかな。

やはり、町道と認定したら、町の責任である程度残してあげるべきじゃないかなというふうに思っておりますけれども、もう一度、その休止がどこまでの休止か、期間的にわかるものなら教えてほしい、ちょっとその辺がさっきの話でわかりにくかったんで、休止という言葉の、どの程度の休止か、恐らく数億円かかるものならできないというものなのかどうか、ちょっとその辺、聞きたいんですけども。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 最初の質問、水道の話もありましたけれども、地元のほうは、今の路線は残してほしいということで町のほうにもご相談があったそうですけれども、私たちのほうが聞いているのは、あくまでも配水管の延長が長いので、近くに水源を求めたいというようなことで要望がありましたということで、今の、ぜひ残してくれというところまでは、地元のほうからは聞いておりません。

それと、町道の取り扱いですけれども、一応、町道、数多く路線を維持管理しておりますが、その中で危険箇所が出てきたときに、それをすぐ事業にかけて安全に通すか、また危ないからちょっと危険箇所ということで通行どめにするかということになりますけれども、今度の場合は、そういう通行どめで対処させてもらっておりまして、事業の休止のほうなんですけれども、今、いつまでかと言われますと、今の段階では判断できない状況であります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 最後、一つ確認です。

じゃ、水道のほうに関しては、ボーリングして水源を確保するというところでよろしいですか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 地元のほうからそういう要望が出ておりますので、それでうちのほうで、今、検討しているところであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） もう時間ありませんけれども、ぜひ、道路に関しては、やはり町道としての、町としての責任をもうちょっと考えていってほしいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高田修治君） 8番河野博文議員の質問を終わります。

次の質問者は、2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 2番大谷徹子です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございました。

初めに、町長におかれましては、二度目の当選をされ、おめでとうございます。町民の期待している、玖珠町のよさを生かした、活力ある、そして持続可能なまちづくりを期待しております。

3月11日、東日本大震災3年目を迎えました。今なお、26万人以上の方が仮設住宅で避難生活を続けられており、一日も早い復興をお祈りしています。また、帰らぬ人々に祈りをささげる遺族の方たちのお姿が目に焼きついています。

自然災害は、いつどのようにしてやってくるか、想像もつかない今日です。3月6日は、まだまだ雪が降っている中ですが、啓蟄を迎えました。一雨一雨ごとに春の訪れを感じ、土の中では虫や木が目目を覚まし出しているのではないかと思っています。

それでは、一問一答形式で質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず初めに、児童館の必要性です。

学校教育では学び切れない遊びを通して、自主性、社会性、創造性を身につける場といってもよい場所、児童館の必要性について聞きたいと思います。

近年、都市化の進行、核家族の進展により、地域の中に適度な遊び場を求めることが困難となっており、またそれに加え、少子化で近くに友達もいない中、児童の健全な遊びの活動を発展させるためには、厚労省では児童厚生施設の普及に努めていると思います。

児童館は、子供たちに遊びを保障する活動を行っている。遊びは、子供の人格の発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びを持つ、遊びの中で、教育効果は他で補うことはできません。子供たちは、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持つという自主性、社会性、中には我慢、協調性、思いやりが含まれ、創造性を身につける、言いかえれば、今の教育に最も欠けている自立教育プログラムが遊びの要素の中にも含まれていると言っても過言ではないと思います。

このような児童館の必要性について、何回も質問しておりますが、町長に再度、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 大谷議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つでありまして、地域における児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であります、ご承知のとおりと思いますけれども。

設置基準がありまして、地域を対象とした小型の施設の場合、集会室、遊戯室、図書室、トイレを設けるようになっております。それとまた、職員配置につきましても、施設長のほかに母子指導員もしくは学校・幼稚園教諭等を置くようになっております。

児童館は、全国に大小約4,300カ所あると言われておりますが、子供の自立や子育ての支援、不登校やいじめなどの対応にさまざまな機能を発揮するように求められています。玖珠町内におきましても、少子化の中、子供の自立や子育て支援など、さまざまな問題がありますので、児童館の設置につきましても、わらべの館のあり方——わらべの館って、まさに児童館の「児」の漢字を取りますとわ

らべの館ですけれども、そのわらべの館のあり方を含め、新年度、策定する子ども・子育て支援事業計画の中で、いろいろご意見いただきながら、今後のことを考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 以前お聞きしたことと同じと思いますが、児童館の必要性、先ほど町長のおっしゃられた児童館の目的は、また若干異なると思います。わらべの館は、先ほど町長がおっしゃった久留島記念館の目的で最初つくられたということで、今のお答えは若干ずれているんじゃないかなと思います。

全国に4,300カ所もある、保育園に次いで多い児童館が、玖珠にないのがうなずけません。そして、計画にも入っていないということで、とても童話の里・玖珠にしては寂しい限りです。

この前、視察に行ってきました東浦町では、人口が昭和60年から平成25年にかけてずっとふえ続け、3万から5万とふえ続けている中、玖珠町では60年から、2万台から今は1万7,000弱ということ、1万6,926ということで、減って行って、東浦町には7カ所もあるということで比較にはなりません。玖珠町には絶対必要だと思います。

そして、町長も先ほど、私の持っている文章と同じようなことをおっしゃったんですが、これを出したときに、児童館の、大型児童館というのがあって、A・B・Cということがあって、その中に宿泊施設を持ったり、研修等ができる、それは県・国レベルでつくるんですが、玖珠に小さな児童館が要らないのなら、そういう児童館があってもいいんじゃないかと、宿泊施設を兼ね、さまざまな利用の夢が広がるという、やっぱりどう考えてもこの玖珠町には児童館が絶対必要だと私自身思っておりますが、今後の児童館の建設予定等はないのでしょうか、お願いします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 先ほどお答えいたしましたように、子ども・子育て支援会議の中でどういう意見が出るかですね。その中において、今後のあり方、わらべの館につきましては、現在も清田コレクションなんか使われていますから、当初の目的、その中で一番いい方法で使われていると思うんですね。だから、わらべの館のあり方も、今後、考えていってもいいんじゃないかというふうに考えております。

先ほど申し上げました子ども・子育て支援会議の中で、いろいろご議論していただいた中において、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） わらべの館というのが再三出ておりますが、昭和38年度において、市町村の児童館においての国庫補助制度が創設されたときに、たしか、わらべの館がそれに該当して、国庫補助制度を利用していたんじゃないかなと記憶しておりますが、今は受けているのでしょうか。お願いします。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） お答えいたします。

わらべの館は、昭和59年4月開館の後に、先ほど議員がおっしゃられました国の方針等の中で進める児童館の設置の要綱の中で、平成2年に一部類似の事業がわらべの館の中にありました。それと、職員の要素をその段階では満たしておりました関係で、大分県の児童館連絡協議会等には加入をしております。

ただ、現在は、その児童館の連絡協議会には加入をしておりますが、先ほど町長も申しましたとおり、わらべの館だけで児童館全部の要件を満たしていないのは事実であります。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 今のことをお聞きして、やっぱり国庫補助を受けていたんだなと思って聞いております。

ただ、私が一番気になるのは、わらべの館の図書館等、とてもいいところだと思うんですが、あそこは子供たちが飛んで回れることはできないし、自由に遊び回ることもできない、そしてそこで友達間の連携をとったり、それぞれの自主活動、子供たちが自由に自主活動を行える、そして今後、精神的に強い子供たちを育てるには、子供だけの行動をプロが見守るということをしないと、全てをお膳立てしてやっても育たないのではないかと感じております。

現に、子供たちが、今、ぽっと表に出したときに、何をしたいかわからない、友達と一緒に集団で遊ぶことができないという子供が多くなります。それは、本当に悲しいことに現実です。その遊び方を、大人が、こうやって、ああやってねといって教えてあげながらしているのが今の現状ですが、こんなことをしていても、子供たちは健全な、強い、たくましい子供には育たないと思います。ある程度任せて、見守って、きちんとしたプロの助言が与えられるような場所が、やっぱり児童館が必要と思います。

私は、児童館は、新しいところではなくていいと思うんです。今から先、中学校のあきが出てきたりするときに、そういうところを利用して、先ほど言ったB型児童館というのがあるんですが、豊かな自然環境に恵まれた地域内に設置され、子供たちが宿泊しながら、自然を生かした遊びを通じた健全育成活動を行えるというような児童館の設置の方法も、これは国・県ですけれども、珍珠にあってもおかしくないと思って、ずっとがっとう児童館の必要性を訴え続けていきたいと思っております。

では、2番の質問に移らせていただきます。

超高速ブロードバンドが5月から10月に向け開通予定と説明を受けましたが、全戸の加入が望まれますが可能でしょうか。また、さまざまなサービスの提供を全町民が利用できるよう、町としての対策、計画はありますでしょうか。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 超高速ブロードバンド事業スケジュールにつきましては、去る2月18日に開催されました議員研修会においてご説明いたしましたとおりでございます。

この事業につきましては、これまでもご説明しましたとおり、民間事業者が施設整備及びその後の

維持管理を行う、いわゆる民設民営方式で実施されます。

事業目的は、大きく3点ございまして、1点目、町内における通信格差の是正、これはインターネットなどの利用ができない地域を解消することです。

2点目、本町が、県内でも数少ない光通信未整備地域であり、他自治体に比べて情報発信に劣るため、それを解消すること。これは、他市町村の多くと同様に、大量に、しかも迅速に情報を送受信できることを目指すものでございます。

3点目、町内の企業・事業所からの強い要望であるところの企業情報の大量・高速かつ安全な送受信体制の整備、また今後の本町への企業誘致に向けた社会資本整備の一環でございました。

今回の整備による全戸の超高速ブロードバンドへの加入につきましては、町内全域で可能です。ただし、あくまでも個人の意思で、個人の負担を前提としたものであり、町が町内全戸への接続を行うということではございません。

また、もう一つのご質問の全町民が利用できる行政サービスの対策・計画でございまして、先ほど申し上げました所期の目的としておりませんでしたので、現段階では予定しておりません。

しかし、行政として町民の皆様に提供できるサービスにつきましては、玖珠町情報化推進委員会を中心にその研究を現在行っておりますし、加入率の向上につきましても、町費を助成している以上、現在行っております住民説明会など、より多くの町民に利用してもらえるように周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 説明を受けまして、これは、私はなぜこの質問入れたかということ、隣町なんですけど、全戸が一応利用ができるようになっていて、高齢者等、料金が負担になるところは最低限の料金でいつでも引けますけれども、ケーブルテレビ等の受信は全員できるというようなことを聞いて、ああ、すごいなど。

これは、ICTを利活用した行政サービスという説明も受けましたが、そのサービスというのは、このままでいくと一部の人しか受けられない、民設民営なので当然かもしれませんが、これは町のお金も出していますので、完全な民設民営じゃなくて、ある程度のあれは出していると思うので、ここに疑問点を感じています。

そして、福祉の利用とか、全てすばらしい今後の夢広がる利用のやり方を教わりましたが、これは全戸にないと公平ではないと思います。

そしてなおかつ、私が、ある近くの方たちとお話ししていたときに、何とかしてくれないと、防災無線が、あれが唯一の町のさまざまなお知らせですが、町の行事と緊急のみで、ほかの情報は全く言ってもらえないし、ましてこの防災無線が、途中まで聞いて、飛んで行って再度よく聞こうと思っても、1回しか言わない場合が多いそうです。本当に私もそう感じております。これで皆さんに何の連絡がきちんと行っていると言えるのだろうか、私もその方と同じように思いました。これは、本

当に不親切なことだと思います。

皆さん、いつも耳を澄まして、防災無線で次は何を言うんだらう、今日は何時からだらうかということとはしていないので、仕事をしながらそれに耳を傾けているので、せめて2回は繰り返してほしいということで、まして今度、こういうふうな行政サービス等が入ったときに、ますます高齢者に向け、情報の格差が広がってくるのではないかと思います。

何とか皆さん、全部のサービスとは言いませんが、防災とか必要な最低限の情報が、テレビに接続できる方法もあると聞いたので、最低限の方法で使えるようなことは考えていないでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 改めてご説明いたしますけれども、あくまでも加入につきましては各世帯の皆様のご判断になります。全ての世帯に加入を町で行うということは、この事業では行いません。したがって、ただいまお話にありましたような、最低限のというふうなことでございますけれども、全ての家庭に町のほうで引くのかということであれば、それは行いません。

したがって、通常の電話を考えていただくとわかりやすいかもしれませんが、電話の場合には、道路の電信柱に電線を引いてまいります。その電線を道路上に引く事業が今回の事業でございます。玖珠町の全てのエリアにおいてその電線を引きますから、皆さん方が各世帯から申請をすれば、申し込みをすれば、その電線から家のほうに引き込むことは可能になるわけです。ですから、それはあくまでも、各家庭の皆様方の申し込みということになります。

その率を上げていくことが、やはり最大限の今後の課題だというふうに思っております。そういった率が上がってくれば、町のほうからお送りする行政情報につきましてもだんだんふえてくるのではないかと思います。ただ、今の段階では、玖珠町がお送りする情報につきましては、現在、ADSLでインターネットは可能でございます、玖珠町のホームページなどに入っただけであれば、かなりの情報はお知らせいただくことはできます。

防災無線につきましては、私、全ての原稿をチェックしているわけでございますが、原稿につきましては、必ず、くどいほど2回は言う内容になっておりますので、一度しか言わないという内容はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 防災無線のことですが、確かに一度しか言わないときもありました。それはいいんですが、これを、ICTを活用して、町独自がその回線を利用して皆さんにサービス活動をするということも可能ではないかなと思うんです。

町が回線というか、そのようなことをやっぱりしていかないと、今からの時代は本当に取り残されるというか、特にいろいろ、高齢者のお買い物とか、いっぱいサービス事業ありますが、それに入っていないとできないことであります。タクシーの利用法、乗り合いタクシーというのも説明を受けま

したが、それもここに入っていないとできないということで、全てが加入をしていないとできない。でも、家の前まで引くことも加入に入るんですが、そこまでのことを町がやってもいいんじゃないかなと思ったりもしております。

ただ、私も利用料金を見たときに、お年寄りや経済的に困難な方とか年金の少ない方が、月々何千円かというのは、それぐらいかとは思っても、本当にきつい料金じゃないかなと思います。だからこそ、九重町は最低限の1,000円というのがあって、ほかは利用しないときはその1,000円ということを知りました。

隣の町と比較するなどよくおっしゃいますけれども、やっぱり本当に行き届いたサービスがうらやましいと思っております。今後、ぜひとも町民全員が、公平に情報等が、町の行政サービスを利用できるように、何とか方法を考えていただければと思っています。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 町として全戸に接続することは考えてはおりません。これ、あくまでも個人皆様方の申し込みという原則をとろうと思っております。

仮の話で申しわけないんですけども、接続費用については無料になったとしても、その後、毎月使用料がかかるわけでございまして、これにつきましても、大分県下全ての市町村で同じような扱いになります。したがって、町が整備して、強制的にその後の利用料を払っていただくということにはなりませんので、やはり皆様方のお申し込み制、これを守っていきたいと思います。

それから、九重町の例を申されましたけれど、九重の場合には、数年前のアナログ放送から地上デジタル放送へのテレビの切りかえ、こちらの対応ができておりまして、テレビが見られなくなる可能性があるということから、全戸へのテレビが見られる状況をつくったということでございます。その費用が、消費税を入れまして月額1,050円ということでございますので、1,050円でさまざまなサービスが受けられるということではございません。あくまでも、テレビを見ようとする方は1,050円、それに加入していない方につきましては、通常のアンテナによるテレビの聴視をしていると、そういう状況でございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） ありがとうございます。ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、九重町はケーブルテレビを通じてさまざまな情報がそこで、その1,050円で受けられているということをお聞きしました。決して、ICTのサービスを受けているというわけではございません。ありがとうございました。

じゃ次に、3番目の学校給食での地産地消について、米、野菜、肉類、牛乳などの地元調達の数値はどれほどでしょうかということで、私は前もお聞きしました。そして、玖珠町第5次総合計画において、学校給食の充実とありましたので、ちょっと読んでみます。

玖珠町でとれる安心・安全な米、野菜を使ったおいしい給食の提供や食の重要性の指導、啓発などを通して規則正しい食生活の定着を目指します。そのため、今後とも地域・家庭・学校・行政の連携

強化による取り組みを図るとともに、地元で生産された野菜等あるいは加工食品などを給食に取り入れていきますということが書いてありました。よろしく願いいたします。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

私ども、幼稚園、小・中学校の児童・生徒あるいは教職員含めて、現在1,550食ほど供給しておるところでございますけれども、その献立表も配っております。献立表の中には、アンダーラインをつけて、その食材を表示して、地場産のものですよという表示もしておるわけですが、この供給率、ちょっと申し上げますと、これ24年度の実績にまだなります、25年度の実績が出ておりませんが、全食材の経費に占める地元業者からの納入実績でございます。

全経費の中の米が7.0%、野菜1.3%、肉0.7%、牛乳1.5%となっております、一番大きいのが、地元ではない大分県学校給食会からの納入ということで65.5%となっております。

このうちの米でございますけれども、米は、地元JAから100%納入でございます。

また、野菜でございますけれども、そのうちの生野菜というのは地元から100%、ちょっと量は、なかなかこの生野菜の量というのは難しゅうございますけれども、100%です。

肉につきましては、地元業者からの納入というのは6.8%というふうになっております。

牛乳につきましては、小・中学校については大分県学校給食会からの納入ということになっておりますが、幼稚園につきましては町内業者からの納入ということで、牛乳の中の内訳では9.2%が町内の業者から、幼稚園分となっております。この牛乳については、九州乳業からのものなんですけれども、地元の酪農家からも買い上げているということで、大分県酪農組合にお聞きしましたけれども、その割合はわからないということでございました。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） ありがとうございます。

以前、全体として19.4%が自給率になっておりました。国も、そのころは30%以上ということだったんですが、今回、また国のほうがパーセンテージを上げまして、地産地消を目指しておりますが、玖珠町としては何か対策をお考えでしょうか。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 地産地消と申しますと、なかなかこれは、地産となるほうは、私どものほうは学校給食センターでの子供さんたちへの供給ということになりますから消費者側に立つわけになるんですけれども、地産となりますと、地元産、玖珠町での生産というふうには考えられているんだろうと思うんです。地産という考え方が、町内のみの地産という考え方なのか、この玖珠地域という考え方が地産という考え方になるのか、あるいは大分県全体が地産というふうには考えられるのか、いろんな考え方があるようでございますけれども、ここでは、まず玖珠町のみというふうな生産というふうに限って考えていきますと、この生産の部分と私どもの消費の部分をどう結びつけるのか、こ

れは私ども給食センターのみではなかなか難しゅうございます。

やはり、これは生産者の方々とのご協力がなければなかなか難しゅうございまして、それにはそれに供給いただける農産物の品目・時期・量と、それに合わせた献立ということになっていきますので、そこらあたりがなかなか現実的にどうなるかということからして、なかなか伸びていかないという現実がございます。

私どものほうとしても、地元からの買い上げ納入ということで調達するようにしておっても、現実には、その日の朝になって、いや、その量ができないというふうにお断りされ、その日の朝になって納入ができる方にかわって納入していただいております、そういう現実もございまして、なかなかそういった部分というところでの難しさがございます。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 地産地消というと、本当に給食センターのほうでは大変な作業となるということはわかっております。まず、品物が当日入るかどうか、そして不ぞろい、前日とれたものの土つきをまた洗って使うという手間がいっぱいあるのではないかと思います。私が何かで見たときに、契約農家ということで、きちんと契約をして納入、そこはそのために、給食のためにつくってくださるので、うまくいっているということで、玖珠町もこれほどの、町ではない、町では難しいかもしれないんですけども、玖珠町では可能ではないかと思っ、契約農家さんもきちんとした決まった収入があり、計画も立つ、若い方も農業に夢が持てるのではないかなと、私は農業をしたことがありませんが、そういうふうにして、何とか長い目、これは急にできることではないんですが、少しそのような形を考えて、安心・安全な食品というのは、今は日本の食品はかなり、どこの材料を使っても安心・安全は確保できると思っておりますが、地産地消ということは、食べ物のおいしさもさることながら、生産者の安定した収入にもつながるのではないかと私は思っております。

先ほど、地産地消と言っていたんですが、私が地産地消と言ったのは、郡内・近隣・県内ということで、そろわなければそういうふうな形で、極力自分の周りの範囲内の食事を皆さんに提供できたらと思っております。

まず、一番いいのは、例えば今日の献立を見たときに、このお米はどこでとれたんです、このキュウリはどこでとれたんですと言うと、子供たちは食に関する考え、食育にとって、ずっと違った思いで食事をしてくれたり、物の大切さ、大事さを学んでいくのではないかと思っております。

さまざまな面で地産地消を訴えていきますが、たまたま国のほうも今からどどん力を入れていくということ先々日テレビで見まして、もう絶対玖珠は必要なことだと思っ、今日の質問をさせていただきます。ぜひとも、この国のパーセンテージにはるかに満たない数字を少しずつ上げて、せめて国の目指すパーセンテージに近い地産地消の給食をお願いしたいと思います。すみません、お願いします。

○議 長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 議員おっしゃられるように、やはり地元の地場産農産物を使うというのは、当然私どももこれを上げていきたいとは考えております。

ですから、先ほどおっしゃられたように、すぐにはいかないというふうにおっしゃられました。確かに私ども、そのとおりでありまして、給食センターのみではだめでございます、生産者の方々とお話し合い等も必要になりますし、じゃ、その窓口がどうなるのか、その生産者への窓口をどうするのか、生産者を募るのか、産品はどうするのか、年間のそういう生産に当たっての安全・安心、例えば農薬問題をどうするのか、そういったところまで細かなものがなければ、これはなかなか難しゅうございまして、その辺になりますと、私どもの給食センターのみでのお話にはならなくなってくるので、関係者がどなたになるのかも含めて、まだまだその辺の課題が多うございまして、なるべく率が上がるようにいろんな形で検討していきたい、またそういう取り組みに向けて、また私どもの人員等もかかわってくる問題にもなってきますので、そこらあたりも含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） ありがとうございます。

これは余談ですが、幼稚園らにジビエ料理体験として、まさに地元の食材を食べてもらって、おいしいなということで、そういうユニークというか、独自のやっぱり優しいお考えで給食というのはしていくといいんじゃないかと思って、先ほどの課題というのは、私は農協さん等、また生産者等に、皆さんにお知恵をかりながらやっぱりやっていると、給食センターだけが安全とかいろいろ考えていてもできないんじゃないかと思えます。

では、最後の質問の、早い時期からの英語学習が望ましいとされていますが、玖珠町としての取り組みはどうでしょうかということで、私は以前、5年生のあれでたしか英語をやっていたので、それは見ておりますが、今度、また国のほうでも、平成25年度政府予算において、英語教育強化推進事業というのが組まれていると思うんです。

それで、これを機に、以前のような英語の取り入れ方じゃなくて、英語を身近に感じさせる工夫が必要だと思って、今日の質問にいたしました。

低学年は、身の回りのことについて、多くの英単語を聞いて音声になれる、親しむことが必要ということが書いてあります。中学年は、英語で簡単なやりとりを楽しむ、高学年は自分の気持ちを英語で伝える、積極的にコミュニケーションをとれるような英語教育、これは高校・中学に行く英語の教育とは違って、コミュニケーションをとり、親しむということで今から取り入れられていくのではないかと思います。

これは、私、ちょっとこの文章で読んだんですが、組み方は、本当に文科省のかたい規制はなく、さまざまな学校で、さまざまな自由な取り組み方をされております。そして、子供たちが、これから来るグローバルな社会に向けて皆さんがなじむようにということで、今から英語教育というのが入っ

てくると思います。

今、年間30時間とか20時間あるのとは、またそれも併用なんですけど、また目的が違ってきて、英語教育だけでなく、グローバル社会を生きる力をつける、異国の文化の対応能力をつける、基礎学習、小学校においては、それらを踏まえた緩やかなトータル的な学校教育についての判断にし、そして学校のオリジナルメニューで英語に親しめるよう工夫をしていくべきではないかと思ひ、私は英語の授業に参加させてもらって感じました。それについて、よろしく願いいたします。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 早い時期からの英語学習についての取り組みはというご質問にお答えいたします。

まず、本町小・中学校の英語教育についての現状でございますが、各学校では、学習指導要領に示されているとおり、小学校5・6年生が外国語活動として年間35時間、週当たり1時間でございます。中学校では、各学年、年間140時間、週当たりになりますと4時間でございますが、英語の授業を行っております。

早い時期からのというご質問ですので、小学校の現状を中心に説明いたします。

小学校の外国語活動は、今、議員からお話ございましたとおりでございます。

目的につきましては、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する、コミュニケーション能力の素地を養う、以上のような目的を持って授業が行われております。ですから、題材につきましても、挨拶、食べ物、身の回りのものなど身近なもの、また世界の国、世界の文字など、国際理解に関するものを主に題材として取り扱っております。

授業の進め方につきましても、コミュニケーションを中心に組み立てられておりまして、ゲームを取り入れるなど、楽しみながら外国語に親しむことを重視して展開されております。

本町では、外国語学習の充実のために、2名の外国人指導助手を町内全小・中学校にそれぞれ週1回、半日ずつ派遣しております。外国人指導助手は、外国語の授業のみならず、派遣日には学校の諸活動にかかわっております。したがって、小学校の1年生から6年生まで全ての学年の子供たちが自然に外国語に触れる機会を得ることになり、日常的なコミュニケーション能力の素地を養うことにつながっております。

また、小規模校の中には、全校生徒でA P Uへの1日留学に参加した学校、地域の方を非常勤講師として招いて、10時間程度、チームティーチングで各外国語学習に取り組んだ学校もございます。さらに、これは社会教育課の担当になりますけれども、放課後子ども教室の活動の中で、「アウトドアで英語で遊ぼう」と題して、月1回程度、英語の学習をしながらアウトドアでの料理方法などを学ぶ教室を開いている地区もございます。

いずれにしましても、今ご指摘がございましたとおり、実際に言葉に触れ、話したり聞いたり読んだり書いたりする中で言語は習得されるものであるという認識に立ちまして、今後も外国人指導助手の有効な活用を柱として、さまざまな人材を生かした多様な外国語学習の場を生み出すことに、まず

は力を尽くしたいというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） ALTの先生が入られている授業も拝見したがございます。ただ、今、小規模校ではとおっしゃっていたんです。本当に、理想は、小規模校でいろんな出会いがなされればいいんですが、本当に大きな学校では、もう一部の子供しかついていけないような、仲間に入っていないような気配を感じまして、これは一部の子供さんというと、海外のホームステイにしても本当に一部。せめて、こういうことは皆さんでできるように、私もALTの先生方の、せめて国語が使える、そして英語が使えるというような、そういう先生のほうが、とても気持ちがわかり、効率的だと思っております。

先生方が悪いというんじゃないで、ぜひともそういう、今、2人しかいらっしゃらないので、この周りにも、本当に私はフィリピンの方と話したりしても、とても英語が上手だし、そういうコミュニティ・スクール、ゲストティーチャーとしても、そういうふうな方たちにお願ひしたりしてなれ親しむということが必要ではないかなと思ひながら感じております。

英語は、ちっちゃければちっちゃいほど抵抗なく入っているみたいですね。私は、今、ちょっと英会話のほうに、しょうかたなしに行っているんですが、全く頭に残りません。これは、やっぱり低学年ほどスムーズに入って、本当に今からグローバル社会、国際化とされているので、英語は本当にもう今からの子供たちにとって必要と思ひています。そういうことに対して、私は小規模校が、ずっとずっと何かにつけてうらやましく思ひておりますが、ちょっとそのことについて意見を。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 今ご指摘がありましたように、小規模校を中心に、こうした全校挙げての取り組みが現在行われているということでございまして、ぜひ、この小規模校の発想を何とかニーズの多い学校にも生かすような形で、学校を挙げて組織的に取り組む仕組みづくりというものをこれから私どもも学校のほうに指導もしてまいりますし、環境面でもちょっと充実をさせていきたいというふうに考えております。

また、今、お話がありましたさまざまな人材をと、最後のほうにお話をいたしましたけれども、まさにコミュニティ・スクール等で、外部の講師として地域の方々、人材発掘をして、ぜひご協力をいただきながら、子供たちの言語を学習する環境をより豊かにしていきたいというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） ぜひとも、今のようなことが実現でき、珍珠の子供たちは、外国の方が見えても、逃げないで簡単な挨拶ができるような社会性を身につけた、それこそ町長の目指す国際的な人材が育つように祈りながら、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 一部、訂正をいいですか。

○議長（高田修治君） はい。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 申しわけございません、先ほど防災無線に関しまして、私がお答えした中に不適切な、正しくない表現ございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

防災無線の放送につきましては、二度繰り返して放送するというふうに申しあげましたけれども、同じ放送内で二度繰り返すということではなくて、時間帯を変えたり、あるいは放送日を変える、複数日にして繰り返して放送しているという答えでございますので、そういう内容に訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩いたします。

午後2時49分 休憩

△

午後3時04分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） 議席番号6番尾方嗣男であります。

平成26年玖珠町第1回定例会において一般質問の機会を与えてくれました議長を初め各議員の皆さんにお礼を申し上げるところであります。

長い間質問しておりませんでしたけれども、ずっと町のいろんなことを調べてまいりますと、町有財産というか、町有林に対して質問をなさる方というのが、今までの議会の中で数を数えたら何人もいないんじゃないかな。私が19年になりましてから何回か質問いたしておりますけれども、なかなか林業ということに対しては前進を見ておりません。

なかなか詳しい方がいなくて、町の職員も、昔は管財課という課長がおりまして、今、総務課の中に管財係という中に取り組みしておりますけれども、町の境界、いろんなもの、杉がどれぐらい経ってどれぐらい、ヒノキがどれぐらい経ってどれぐらい、自然林がどれぐらいある、原野がどれぐらいある、採草放牧地がどれぐらいあるということは、まずわからないんじゃないかな。わからない質問すると言われても困るんですけども、なかなか今のご時世の中で役場の職員の方々が管財係に行くのが一番嫌なんじゃないかと。聞かれたことに、なかなか調べる時間もないし、短期に調べなければいけない部分がたくさんあると思うんですけども、その辺はおきまして、本年は首長選がありまして、現職の朝倉氏が再度、挑戦の2期目に向けての町政ということになりました。

我々議会も町職員も町民も、皆様方のご意見を融合し合って、第2期目の町政にしっかり取り組んでいただけることをお願い申し上げます。

通告をしておりますので、一問一答方式で質問してまいりたいと思っております。

まず、1ページ目に載せております町有林造成規程ですかね、町の町有林というのがどれぐらいあるかということになりますと、2年前ぐらいだったときに4,000平米ぐらいあるんじゃないかなとい

うこととございますけれども、これが官行造林と保安林と分収林と3つに分けております。順を追って、官行造林のほうから質問してまいりたいと思います。

官行造林というのは、営林局、国と五分五分の持ち分で、国が町の土地、地元の入会権の土地に植栽したものであります。うちあたりのほうが220ヘクぐらいあるんですかね。森もあると思います。玖珠もあると思います。北山田のほうは、持ち込みはなくて、入会権という形で今経営をなさっているんじゃないかというふうにとっております。

官行造林は、35年から40年で伐採をするということに契約上うたっております。35年から40年を過ぎて伐採をすると。保安林でございますから、1年に20ヘクしか切れない。だけど、20メートルか25メートルぐらい間隔をあけるとまた20ヘク切れるという文言がございます、うち辺の官行造林は4林班に分けておりますから、1林班に20ずつ切っても80町歩が一週に切れるわけです。

なぜ、こういう質問を再度、何回もするかというと、今、70歳以上の方、高齢でその方々は若いころに植えたものであります。そして、もう高齢になって、30年、40年たつて伐採したらこれぐらいの金が入ってくるだろうという試算で、一生懸命汗を流して植えたものであります。だけど、今、財貨の低迷、林業にはなかなか継手もなくして苦慮しているところであります。

平成3年の台風で甚大なる被害を受けて、うち辺の官行造林も4割ぐらいは壊滅したんじゃないかな。その中で、我が町に私もかかわっておりましたから、山が荒れているから、保安林であるから返地しろと管財の方と営林局のほうとかけ合まして、何十町歩か返地して、そのとこに植えたものがもう十二、三年たっております。立派な木になっております。

それをする中で、今後、再三お願いしているけれども、官行造林を町としては営林局のほうにどのように求めているのか、ああ、もう時期は過ぎたから早く切つてはいかがかというようなことを話しかけているのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 議員さんのほうから、今、町有林のいろんなことを説明いただきましたけれども、私なりに町有林の説明のほうをちょっとさせていただきたいと思います。

玖珠町では、昭和30年に「基本財産の造成を図り、財政の確固たる基盤をつくる目的をもって、町有その他の林野に本規程の定むるところにより造林を実施するもの」としております。玖珠町有林造成規程が施行され、官行造林、それから保安林、部分林、直営林が定められております。

先ほどもありましたけれども、まず官行造林についてであります、町有地に国が造成した分収林でありまして、林野庁が管理を行っております。

玖珠町には、官行造林が八幡公有林野官行造林地と森公有林野官行造林地がございます。八幡につきましては、大正12年度に当時の八幡村と契約を締結し、森につきましては昭和29年度に契約を締結しております。その後、昭和30年に町村合併して玖珠町となり、官行造林も引き継がれております。5年から10年間隔で施業計画書を提出していただいて、現在は平成25年から平成30年までの施業計画書の提出をいただきまして、契約の継続中でありまして、

契約の分収割合は、国が5、町が5となっており、契約面積は八幡のほうは232.63ヘクタール、森のほうは69.04ヘクタールとなっております。その官行造林地につきましては、木の伐採期の伐採樹齢ですけれども、杉が35年、ヒノキが40年、松が35年、広葉樹20年というような形で伐採期を迎えるようになっております。

質問のあった分につきましては、これを町のほうは今後どのように考えているかということですが、その辺の正式に、これ官行造林も含めまして、町の今の山のほうのいろんな形の整備・調査を進めながら、今、計画をもうちょっとわかりやすく説明できるように調査を実施しているところであります。その方向性につきましては、今、発表できるものには至っておりません。

以上であります。

○議長（高田修治君） 6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） なかなか難しい問題でございまして、もう伐期も過ぎて、台風の後で、やはり周りが倒れておりますと、どうしても間伐や増伐のことが行われると木はなかなか育っていきませんので、地元のほうとしては、ぜひ売却方針をとっていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひその方面に力を入れていただければ、若いころに植えた、今、高齢者の方々が少しでも、売却利益がどれぐらいあるかわかりませんが、実際は200町歩ぐらいありますけれども、実際にはそのぐらいの木は立っていないので、地元の方々が想像するよりも価格は安いのではないかなというふうに思っております。ぜひ、その方向性で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、保安林でございまして、保安林というものは大変難しい問題でございまして、県がこれを許可いたしまして、要するに治山・治水、水資源、そういうものに認定して税が免除されております。だけど、このごろ山のほうを見てみますと、非常に山が伐採をして荒れている、その辺、先般も質問したんですけれども、それは県の管轄であるというふうなことでございましたけれども、ぜひそういうことを把握していかないと治山・治水、保水を、涵養資源という形のもので維持されないんじゃないかと思っております。

貴重な財産、貴重な資源でありますから、そして保安林規程の中に3年以内に改植をするという規定もありますので、今、保安林の山というのは町としてはどれぐらいの面積があるのか、わかればわかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 保安林ではありますが、森林は、暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を、先ほども言われていました水源涵養保安林に指定して、その働きが失われないように伐採をしたり、それから適切に手を加えることで期待される働きを維持できるように必要な管理を行っているところであります。

平成3年の台風19号により壊滅的な被害を受け、保安林に指定されている町有林も、いまだ植林がなされておらなかったり、そのままになっている状態ですので、保安林の性格上、植林について検討をしてみたいと考えております。

保安林につきましては、町有名義の保安林は129カ所、面積は登記簿上での合計2,553.04ヘクタール、玖珠町所有の保安林の林種であります。水源涵養保安林が95カ所の2,006.80ヘクタール、それから風致保安林が11カ所の146.50ヘクタール、それから保健保安林が23カ所の399.73ヘクタールとなっております。数字的にはそういう形であります。

保安林につきましては、本当に水源涵養の面から大事だと思いますので、しっかり把握して、後の活用に組み込んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

今、林業従事者、林業の方というのは、非常に仕事がなく困っております。幾らかでもやはり事業、町のほうが出していただければ、雇用、いろんなものができるんじゃないかと思っております。

約4,600ヘクタールぐらいあると思うんですけども、その中の少しの部分であろうかと思うんですけども、保安林ということは、やはり3年以内に改植という文言がちゃんとあります。この資料の中では、一番古いのは676年、飛鳥川上流の南淵山、現在の奈良県高取町の高取山がそういうものに取り組んだという、インターネットで出したら出てきたんですけども、それで江戸時代に入ってから岡山藩がそういうことをやって、江戸幕府も1666年にそういうことをやって、諸国の山川の森林の乱開発をいさめるためにそういうものを設定したということですから、ぜひ守っていただきたい。

そして、やはりこれからの山の取り組みというのは、昔33年、35年、そのころは人力であったんですけども、ここ平成3年以降というのは、山を見ますと、機械化が入りまして、ユンボやなにがたくさん上がって行って、昔の人というのは、ここまでの山は生育してもいいけれども、これから上はやはり自然林だと、ちゃんと区別をして山を守り、地形を守り、そうしてきたものでありますけれども、ここ20年ぐらい前は機械化でどんどん行って征服をしてしまった。そうしたもので、けものたちは行き場をなくし、里へおり、里へおりれば、やはりかんきつ類がたくさんあって、おいしいものがたくさんある。そして、そういうものにありつければ、やはりおいしいものを食べて部落に帰ってくる、そうすると農作物を荒らす。

ちゃんとした昔の人のように、自然林と人工林というものをちゃんと区別してやっていけばいいんじゃないかな。そうすると、動物たちもやはり里においてこなくても、昔のように山の中で生活できるんじゃないかなというふうに私はとっておるんですけども、その辺は実際にやったことがないのでわかりませんが、そういう方向性であろうかと思っております。

次に、分収林契約、恐らく分収林、保安林はわかる、町有財産の中で分収林、分けた山、やはり例えば町の持ち物であれば、入会権があれば分収になるんですけども、例えば私とこのほうの地元の集落の山の中に、山があるから町に植えつけをしてくれないかと、40年ごろとか30年ごろにはそういう時代で、町は植えつけて、それで管理をして、経費を渡して、官行造林と一緒に。国が植えつけて、国が維持管理して、国が売買をするときは国を中心にやっていく、植えていたものを中心にやっ

ていく。

町の場合は、分収を、要するに四分六とか七三とか、そういう比率でやっているんですけども、玖珠町、我が町、いろんな方の中で見てみますと、非常に町民の方が優しい方ばかりで地上権というのを全くかけていないんですね、分収林入会権の中に。町が植えたものに対して地上権という権利をかけていないんです。公社の場合は必ずかけます。それは勝手に売られないためです。営林局も地上権をかけております。

地上権、伐期がきて売買するときに、必ず買われる方は番地の持ち主と契約するわけです。まず、番地は誰になっておりますかと。どここの集落の誰さんが代表で、その持ち番になっておりますと、ああ、そうですか。地上権はかけておりますかと聞かれます。地上権をかけてないんじゃないですかと。そうした場合は、地上権がなければ番地の持ち主と契約なんです。これ、法律上決まっております。だから、国とか公社がする場合は、必ず地上権設定をします。

この10ヘク、20ヘク、植えつけたものに対して地上権がありますから、地上権をかけたら、何ぼ持ち主でも、売りますよという登記書類を出しても、いや、これ地上権かかっているからおたくに権利はありませんと、要するに売れないわけです。

だけど、町の場合は何百ヘクある中で全てかかっておりません。なぜかといいますと、これ莫大な金がかかるんです。物すごいお金がかかるんです。だから、その時代は、やはり金がかかるということで、地上権を設定しなくて、分収契約締結書というのをつくって、それでいこうというふうにやってきたんですけども、時代が変わりますとやっぱり考え方も変わります。やはり法的にいけば地上権がかけてあるのは、権利はあるんです、植えた権利は。だけど、契約はあなたじゃありません、番地持ち主ですよという形になるんです。その辺でちょっと言ったらほうがいいんじゃないかな。

そうすると、今後、やはりもう60年、70年たった今日、恐らく地元の要望があれば町有財産の中で売却をしていかなければならないんじゃないかなと思います。その分収契約、比率はここに、例規集の中に載っておるんですけども、ただ、読んでいきますと、部分林の中で、盗伐、誤伐、今日はちょっと質問するときに何日前から、いろいろ担当課長、これを読んでいくうちに「シンコン」と読むのか何と読むのか、昔字が書いてありまして、こういう字であります。皆さんはご存じと思うんですけども、私は、本来ならこれでいいんじゃないかな。大蔵事務局長も、けさ引いてもらいましたし、私も携帯で引きましたけれども、別府市と真玉町と北杜市か、それだけに町有財産規程の中にこの字を使っております。だから、この字が正しいであろうということで、明治四十何年かに制定してこの字を引用しておると。別府市もそうですし、真玉町もそう。それで、シンコンという意味で、「侵」で引いても出てこない、「墾」で引いても出てこない、だから「侵」と「墾」で合わせて引くと出てくるわけ。だけど「侵墾」で引くと意味が出てこない。送り仮名がないから。それでまあ、いろいろ調べたら、「侵墾」ということは、持ち分の中に入り込んで開墾、耕すということはだめですよ、そういう施業することはだめですよという意味であろうというところ、ちょっと余談ですけども、私も侵墾って何ですかと言われたときの答弁のしようがないので、そういうふうにも、また大蔵事務局

長に聞きまして、昔から使っているからこれでいいんであろうという、ちょっと余談になりましたけれども、そういうことであります。

だから、戻りますけれども、地上権を設定しろとは言わないけれども、これからやはり財産管理の中で難しくなってくる部分があるんじゃないかなと、その辺をしっかりと酌み取っていただいて、今後あったときの対処としていただきたいと思います。

ちょっと急いでいきます。まだいろいろ、あと難しいことがありますて、2番目に上げております旧慣使用林野の管理及び処分に関する条例、大変難しい条例でございますて、こういうのがございまして、ちょっとうちの祖父が持っておったものでございますけれども、旧慣使用料ということで、私とこの八幡の太田共有も旧慣使用料四、五万払っております。そこで、もう払い下げをしてほしいという人があるかもしれないし、もう旧慣使用を払えない集落が聞くんですよ、これどうしたらいいのか、その旧慣使用料を1年間払わなかったら没になるのか、5年間払わなかったら没になるのか、そしてまた、いや、やっぱり1年間払わなかったけど次の年にまた払いますと言ったら復興できるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 旧慣使用林野についてであります。

問われていることは後で回答したいと思いますて、旧慣使用林野につきましては、町有地に入会的な使用権のある土地で、旧町村時代の地区の共有財産を町村財政の強化のため財産統一し、町有所有としながら、その条件として、関係地区の権利者には従来からの慣習、しきたりを尊重し、土地の使用や収益を認めた山林原野のことです。現状では、その面積は895.95ヘクタールでございます。

このような土地を、農林業の利用促進を図るため、そして旧慣使用の権利関係を解消し、地区住民に払い下げることによって所有権を明確にし、土地の効率的な利用を図るとともに、経営の拡大をもって所得の向上を目指すというような目的を持ったものになっております。このため、昭和52年に旧慣使用林野の管理及び処分に関する条例が、今、紹介されましたように施行されております。

その中で、条例では、土地の第1種地と第2種地の2種に区分をされております。

第1種地とは、地区から町のほうに提供された土地で、官行造林及び分収林等町有林として造成する土地であります。各造林設定区分に基づきまして、町において経営管理し、その分収割合については玖珠町有林造成規程によるものとなっております。

それから、もう一つ、第2種地につきましては、地区共有造林地、それから自然林、採草放牧地及びその他の土地で、旧来の慣行により使用する権利を有する縁故住民が使用している土地であります。関係権利者の使用収益を認め、地区共有造林及び自然林については分収契約を締結し、伐期収入額のうち2割を使用料として町に納付する、それから採草放牧地及びその他の原野につきましては、毎年、固定資産相当額の使用料を徴収するということになっております。

その旧慣使用林野ですが、森地区が15件、167.96ヘクタール、それから玖珠地区が32件、610.93ヘクタール、八幡地区が19件、117.06ヘクタール、合計で先ほど言いました895.95ヘクタールというこ

とになっています。

現在、玖珠町が所有している旧慣使用林野につきましては、面積が広大であるため、地元関係者で管理しているものの、その管理が行き届かないような状況もございます。それで、この目的にもうたわれておりますけれども、目的達成のためには、条例に基づいて払い下げ等、それから整備及び処分を進めていく方向を考えるようにしなければいけないんじゃないかと思っておるところであります。

そういうことで、今、そういう林野がたくさんありますので、その辺を確かに、もう地区のほうで活用するから譲ってくれというんだったらその方向で、それから町のほうにもう引き取ってくれというんだったら町のほうにとかいうような形のことが今から起こってくると思います。それで、その辺をしっかりと調査したいということと、それからあとは、これの払い下げとか、もらい受けするときの議会の承認ということが出てきますので、それにつきましては、地公法の中で議会の承認を得るということになっていますので、町の条例にはありませんけれども、その上位法に基づいて議会の承認は必要になると考えております。

以上であります。

〔「地方自治法」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（河島公司君） 地方自治法です、すみません。

それから、今、使用料の問題を言いましたけれども、使用料は、とまったというような状態になりましたも、これが議会の承認を得なければ払い下げ額が町のものになったとかいうことにはならないと思っております。

○議長（高田修治君） 6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） 今、総務課長のほうからそういうお話があったんですけども、今、その払い下げと議会の議決を得ると例規集の中には全くうたっておりません。財産区の中には、700万以上、5,000平米以上は議会に上程するというたしか文言がありますね、財産区の中に。予定価格700万以上の不動産または動産の買入れ、または売り払いの土地については1件5,000平方メートル以上にかかわるものと、これは96条1項第8号の規定に、議会の議決に付さなければならない、財産区の中ではうたっているんですけども、旧慣使用料の中には全くうたっておりません。だから、それはどちらが有効なのか。

ちょっと古いこれを読みますと、持ち込んだときの面積が、古いんですけども、1970年、万博ですかね、森が旧慣使用林野231ヘクタール、玖珠地区が914ヘクタール、八幡地区が932ヘクタール、これを持ち込んで2,077ヘクタールと旧慣使用持ち込んでいるわけですね。以上の面積は、土地台帳上の面積であると。実際は1.5倍あるんじゃないかなと、これうたっているんですけども、それは定かではありませんけれども、2,000ぐらいあるんですけども、その後、時代の流れで払い下げした部分、なにかした部分があるのではないかと、こういうふうにご考慮しておるんですけども、議会に付すというところで、ちょっとその辺はいろんなところで審議していかないと、今後、そういうことが出てきたときに、またいろんな諸問題が起こるのではないかなと思います。

当玖珠町においても、例外なく、明治43年より旧森町を初めに旧八幡村が大正11年、旧玖珠町が昭和8年と、それぞれ部落林野が統一されたと。各町村の統一委員会の統一の必要性を粘り強く説得したわけですね、町のほう。説得し、部落林野に無償寄与、採納が実施される。無償で持ち込んだわけですね。だから、旧慣使用林野に対しては議会は要らない。だから、20%、30%で売買、それをする。町長の判断で多少増減はいろいろ書いていますね、この中に、旧慣使用協定のこの中に。

だから、これから先でいいんですけども、これを払い下げするときにちゃんとしておかないと、無償で持ち込んでおるから、要するに旧慣使用協定の処分についてというのを例規で載せておるわけですね。そのときに、やはりそれやったら議会の議決が要ると、もともとの町有財産というのは少ないんですよ。1970年、純町有林893ヘクタールです。もともと、1970年代には893ヘクタールしかないんですよ。森町が273ヘクタール、玖珠町が582ヘクタール、八幡が30ヘクタールで893ヘクタール、これが純町有林なんですよ。ここで引かかるわけですよ。

だから、旧慣使用林野と別個に出して2,077ヘクタールと書いておるんですけども、この旧慣使用を締結に至ったまでに書いている文言というのは、無償寄与したものであるから例規集の中にうたっていないと思うんです、議会の議決を得ると。そうではないかと私なりの判断です。それは、法的なものはわかりませんが、今後、やっていけばいいことであるんですけども、実施されたこの広大な公有林野が、今日の玖珠町発展を促し、将来の財政基盤として大きく成長していることは誰しも否定できないと。各旧町村の統一時期に、慣行の違いによって統一条件も異なり、比較的後期に整然と実施した旧玖珠町の統一議定を別表に掲げ、参考にしたいと、だからうたっていないと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 言われることは、またぜひ検討してみたいと思いますけれども、法的に言いますと、先ほど私が言いましたように、条例にうたっていないのは地方自治法の中でうたっていますので、それが上位法にあるので、その中に包括されるという考えでいけば、なくてもやっぱり議会の承認が要るんじゃないかと今は考えております。

○議長（高田修治君） 6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） そういうふうに捉える、相手側とこっち側とはやっぱり意見の相違でありますから、ただこの当時に延々と文言、それに至った内容、ことをたくさん書いておるんですね。そして、やっと締結に至ったと。だから、私の案ですけども、旧慣使用協定の処分についてというわざわざの文言を、条例をつくってした中に議会の議決に付すということ載せなかったんじゃないかな、そのように思うんですよ。

だから、それは財産管理、これも財産に当たると思うんですけども、財産管理の中には、そら700万以上、5,000平方メートル以上は議会に上程せないといけないとうたっているんですけども、旧慣使用だけを見るとうたっていない。だから、893ヘクタールしかない町の財産の中に2,077ヘクタールを持ち込んだるわけなんですよ。

〔「北山田はないじゃないですか、北山田」と呼ぶ者あり〕

○6 番（尾方嗣男君） 北山田は後で触れますけれども、北山田は入会権という形で残しております。北山田は、地元の方はご存じだと思いますけれども、入会権という形で、北山田の入会権が記名共有66筆436.82平米と部落有が259筆3,638.784と、325筆で4,075.65ヘクタールは持ち込んでいないんですよ。これ、北山田入会権として、ここにちゃんとうたっておりますから。なぜかと言われても、これはその当時に持ち込まなかったからということで、自分とこで財産管理をしますよということなんです。

だから、今後は、いろんな賛否両論出るけれども、その辺をやっつかないと、この時代の流れの中で古い難しいことを、総務課長や町長さんにちょっとこういうのを難しいと思うんですけども、私の考え的には、やはり明治43年から大正、昭和にかけて、3地区が2,077ヘクタールを持ち込んでおる、無償供与した、提供したんで、だからその旧慣使用料協定というのを新しくつくって、そこに議会にはせんでもいいんじゃないか、払い下げをしたいというときは払い下げればいいんじゃないかと。

その払い下げのところに、払い下げの価格は評価方式、評価額を算出、土地については評価額の30%、立木については20%をもって払い下げしますと書いているから、ここに何にもないですよ。払い下げすると、もうちゃんと書いているんです。だけど、払い下げの権利を得るために税額相当の固定資産税の分は徴収しますよと、徴収しないと権利がないですからね。何も、入会権があっても財産の固定資産税を払わなければ権利がないよというようなことで、固定資産額の旧慣使用料金を支払ってくださいと、そういうふうになっているわけです。

だから、この中に第1種、第2種とあるんですけども、「ただし、町長が認める場合は、この限りではない」、そこまでうたっているわけですよ。だから、恐らく議会にしなくても、持ち込んだものであるから、それはずっと調べていただければわかる、これから近隣に起こる諸問題じゃないかと大変心配しているわけなんです。

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 先ほどの地方自治法のことを言いましたけれども、これがうたわれているのが昭和38年です。町のほうの旧慣使用林の町のほうに承継されたのが昭和30年ですので、その後、38年にこれできていますので、それに基づけば議会の承認が要ということになると思います。

○議 長（高田修治君） 6番尾方嗣男君。

○6 番（尾方嗣男君） それはわかるんです。だけど、この例規集の中には昭和52年3月25日、玖珠町条例第8号でちゃんと書いておるわけなんです。そうでしょう。これが最も新しいわけなんです、町の例規の中で。昭和52年3月25日、玖珠町条例第8号と。

それは、私は買い主じゃないので、ここで議論をしてもあれですけども、町のほうとしたら、しっかり把握して、これからの財産管理、そういうものに対してはしっかりしていかないと、いろいろな諸問題が起こるのではないかと心配しておるわけなんです。

やはり、今の時代というものは、本当に自分勝手というか、自己中心的に考える人が多くなりつつ

あるような気がします。我が玖珠町がどうかこうとかいうんじゃないで、日本的、世界的に考えても、やはりしっかり法律を勉強して、いろんなことを覚えております。わからなくてもインターネットとか携帯とかで引けばいろんなものが出てきます。だから、その辺が苦慮しているわけです。そういうことで、その辺を少し把握しておくほうが町としてはいいのではないかというふうに思っております。

時間があと少しになったんですけれども、先般、今回の議会で、町長が施政方針の中で大変ありがたい言葉を述べております。施政方針の中の8ページの下段のほうの下から4行目ですか、我が町は7割を森林が占めておるということで、森林資源の豊富な町、森林産業の集約化を促進し、持続的な森林経営の自立を目指しますと、ありがたいことですね。

なかなか、今までの歴代の町長さんは、農林業なくして我が玖珠町は発展しないとたくさん言うんですけれども、なかなか実施された方がないので、今回、町長さんがこういうふうにごうたってくれたということは、我が町の地場産業であります森林組合も、やはり木材の低迷化、それと事業のほうは国とか県、公団・公社、そういうところの事業がたくさん減っております、なかなか苦しいところであると思うんです。

だから、町有財産をこれから維持、守るためには、町職員の方がやるのもいいと思うんですけれども、専門職の方にお任せするのも一理あるんじゃないかな。そうしないと、町職員の方も、ほかの業務の傍らされますから、どうしてもそれ専攻にできないわけです。昔は管財課があったから、管財課に行けば管財課の人がちゃんと行ってしてくれたけれども、今は総務の中に管財係というのはありますけれども、やはり併用した形であるから、そういう組織になかなかできない、こちらがお願いしても行動がなかなかできないという部分であります。

なぜ、そういうことを言うかといいますと、あるコラムを読んでおりましたら、山を単なる木材の畑として見るのか、生き物を養いながら、大気を浄化し、食料水や各種の用水を供給する恵みの場として見るのか、管理の姿勢が違ってくるはずだ。水源の涵養や防災には、やはり養分と保水力の豊富な土地をつくる広葉樹や落葉樹の機能が必要で、これからの山づくりは人工林、自然林と、地形に合った山林づくりが必要である。

先般、福岡であったときも、議長さんと一緒に行って山の話聞いたんですけれども、まさにそのとおりだと。

やはり、2点目で町長さんに質問したときに、大間かどこかの人が、企業がCO₂削減事業ができなければ、山は何ヘクか、10ヘクなら10ヘクを地上権をかけてできないから、その分をその人に与えますという話をしましたら、町長さんも、うちの会社もそういうのをやっていたなということで、我が町の4,000ヘクという莫大な山林があるわけです。そうすると、木を切るとか手入れをすとかじゃなくして、地上権を1年なら1年、3年なら3年かけておきますと、その間に整備ができれば、うちはCO₂削減の整備ができましたから来年度からしませんよという地上権を外せばもとの戻り、その間は町にお金がもらえると、非常にいいものではないかと思うんです。

だから、ぜひそういうことも含めて、やはり地場産業であります。私がこういうこと言うのもなんですけれども、地場産業である玖珠の森林組合に委託できるかどうかはわかりませんが、今、ほとんど話を聞きますと、組合のほうが施業計画を立てて、こういうふうがいいでしょう、ああいうふうがいいでしょうということで協議しながら作業をやっている状況であろうと思うんです。大変ありがたいことじゃないかな。地元の本当に、まあ、丸投げとはいかなくても、維持管理を頼めば、組合のほうもやっぱり職員をふやしたり、作業班をふやしたりとか、いろんな人材雇用になるんじゃないかという考えを持っております。

もう時間もあと8分ぐらいとなったんですけれども、ぜひそういう取り組みをしていただいて、非常に貴重な財産、4,000ヘクタール以上ある貴重な財産、そういうものを守っていただける方向性、維持管理をちゃんとしたものにしていただけることをお願いしたいと思います。

木を見て森を見ず、森を見て山を知らず、まさに皆さん、そのとおりの思うんです。あ、山があるな、木があるな、ああ森だなと、そういうんじゃなくして、やはりちゃんと把握したものをもってやっていただければ、貴重な町有財産、資源であるものを維持管理、守れる、いざとなれば、またその売却、いろんな方法も出るんで、あろうかと思しますので、ぜひそういう方向性を持って、ちゃんとした維持管理ができる方法をとっていただければ一番ありがたいんじゃないかというふうに考えております。

町長さんにいろいろと聞こうと思ったんですけれども、ちょっとはやいそぎになりまして申しわけございません。これで私の一般質問を終わります。どうも長いことありがとうございました。

○議長（高田修治君） 6番尾方嗣男議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日14日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月13日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 宿利忠明

署 名 議 員 繁 田 弘 司